

# 政策資料

No.266

《復刊161号》  
1988年11月1日

卷頭言 水田 稔 .....1

## 〔特 集〕税制問題

- 政府税制改革六法案の問題点とわが党の基本的考え方 .....2
- 不公平税制是正共同提案の説明 .....27

- 1988年産畑作物価格決定に関する申入れ .....33
- 申し入れ（教科書検定） .....34
- 新しい電気通信サービス料金のあり方を検討するにあたって .....35

## 〈資 料〉

- 申し入れ（エイズ） .....29
- 米の自由化反対に関する決議（案） .....30
- コメの完全自給体制の堅持を求める  
    申し入れ .....31
- わが国コメ問題に対するRMA提訴の  
    却下を求める署名 .....31
- 東北地方東部における冷害の救済を  
    求める申し入れ .....32

## 今日の焦点

- 「リクルート疑惑」は  
政治資金問題か .....39

日本社会党政策審議会



## 言頭巻



# 政策形成で 視点の転換を

水田

稔

政策審議会副会長

始めています。

世界が軍拡から軍縮へ、対決から共存へと大きく変わってきているときに、日本だけが抑止力の論理に固執して、軍事力を増大させることは、特にアジア各国にとっては日本がまた軍事大国になるのではないかという疑念を持たれることがあります。

信頼を得ることにはなりません。こうした新しい転換のときを迎えた今こそ、平和憲法を堅持し、國民生活に基盤を置いた國民の共感を得る政策づくり、国際的にどう日本が世界に貢献できるかなど、その政策づくりが社会的に課せられた責務だと思います。

一九八五年は、世界一の金持国といわれたアメリカが債務国（借金国）に転落し、かわって日本が債権国になり、ジュネーブでは、レーガン大統領、ゴルバチョフ書記長の米ソ首脳会談が行なわれ、これで世界は対決から共存への転機となつた年です。

エネルギー・原材料の大半を輸入にたよる日本が、生きていくためには製品輸出で稼がねばならぬとガムシャラに働いてきましたが、今や「稼ぐばかりで買わないのは怪しからん」とアメリカ、EC諸国からの激しい日本バッシング（叩き）、また開発途上国からは

援助要請など、世界の経済に対し責任を負わなければならない立場になつてきました。

そしてG5合意による急激な円高、NISE（新興工業経済地域）の追い上げによる産業構造の転換、海外立地、あらゆる分野への市場開放要求など、これまで経験したことのないきびしい事態への対応を迫られることになりました。

いま国民の70%が中流意識をもつているといわれていますが、はたして一人一人の暮らしが現在の日本の経済力に見合つたものになつているかというとそうではありません。

こうした課題を解決し、国際社会で孤立しないためには、これまでの豊かさの指標をGNPだけでも見るのではなく、一人一人の家庭の暮らし、住む街の暮らしに視点

（みずたみのる・衆議院議員）

# 特集

## 税

## 制

## 問

## 題

一九八八・一〇・一三 参考資料

### 政府税制改革六法案の問題点と わが党の基本的考え方（論点整理）

作成…日本社会党政策審議会

- I 税制改革法案の問題点とわが党の基本的  
考え方
- II 改革案で放置された不公平税制
- III 消費税法案の矛盾と欠陥
- IV 所得税法等改正案の問題点
- V 地方税財政関係三法案の問題点

わが党は、既に再三にわたってリクルート疑惑の徹底解明と不公平税制の徹底是正こそ税制改革の第一歩であることを主張するとともに、消費税創設を基調とする自民党・政府税制改革草案について批判を行い、我々の見解を明らかにしてきた。しかし、自民党は、わが党の主張を入れず、今国会において税制改革六法案の審議・成立の強行を画策している。

わが党は公約違反であり、多くの矛盾・欠陥を内包する消費税法案の審議入りについてもとより反対であり、あくまでその廃案・撤回を実現させる決意である。この基本的態度を堅持しつつ、現下の情勢に基づき、改めて政府税制改革六法案について具体的にその問題点を指摘するとともに、わが党の基本的考え方を改めて提起する。

### I 税制改革法案の問題点と わが党の基本的考え方

同時に、その一方で不公平税制を最大限に利用した政府高官、自民党幹部のリクルート疑惑についてはウヤムヤのまま終わらせることに全力をあげている。

# 1 自民党「大綱」の基本的方針の

## 問題点

政府・自民党の税制改革案を総括的に批判するなら、(1)国民に対する三つの公約違反に象徴される国民の理解と合意形成の無視、(2)るべき税制についての理念・目標の欠如、

(3)福祉と生活ビジョンについての国民への約束の欠落、(4)弱者に厳しく、金持ち・大企業優遇で不公平を拡大、の四点に集約できる。

とくに、国会決議、政府統一見解に違反している問題は議会制民主主義を否定する重大な問題といえる。

税制改革六法案の前提となつて自民党の「税制改革大綱」の基本方針における問題点を以下に指摘する。

### (1) 二一世紀の展望欠如

全体として、理念も将来のビジョンも欠いた基本方針であり、しかも宣伝してきたことに比べ、実際の内容は羊頭狗肉であり、「二一世紀を展望した税制の確立」とは到底いえない。とくに改革案全体が、(1)総合課税主義の否定、(2)応能負担原則の形骸化、租税法律主義の軽視、で貫かれており、消費税の導入ともあいまつて、低所得者、お年寄りや若年層には非常に厳しい税制となる一方、大企業、高額所得者や資産所有者に対する極めて甘い

内容である。今度の税制改革が実現すれば、庶民にとっては暗い二一世紀となることは間違いない。

### (2) ビジョンは白紙、福祉は後退

「長寿・福祉社会をより確実なものとして維持していくためには税制の抜本改革が喫緊の課題」としているが、厚生省などから人口の高齢化の予測値が示されるだけで、それに対する医療・福祉・年金などの将来像、定年問題や女子雇用なども含めた雇用確保、余暇や文化活動のための基盤整備などについてのビジョンは提案されていない。いま極めて不十分な社会保障制度を「維持」していくといふ自民党の図々しさもさることながら、それと加えて年金生活者や低所得者に消費税をかけるのであるから、福祉は益々後退していくといわざるをえない。

### (3) 売上税廃案を税制改革の第一歩と評価

政府・自民党は、高齢化や国際化への対応として扉を開いたのが昨年の税制改革であると規定している。こうして、売上税の廃案で過去の経緯は清算され、新たな間接税論議の扉が開かれたと主張したいのである。しかし売上税は、個人消費を停滞させ、中小商工業を苦しめ、ゆりかごから墓場まで課税される悪税であり、日本経済の健全な発展や国民

生活の観点からも否定された。売上税導入を基調とする中曾根税制改革は国民の總反発を招き、破綻したことは明白な事実である。売上税と同じ方式の大型間接税で、売上税以上の悪税である消費税を税制改革論議の俎上に乗せること自体誤りである。

### (4) 「公平・簡素」とは程遠く、不公平は拡大

公平・簡素の観点から根本的な見直しを行つたとしているが、自民党の「大綱」を公平・簡素と評価している専門家は自民党・政府の御用学者を除いては皆無といってよい。不公平税制の温存、難解な消費税などをはじめ、所得税においてすら税率はたしかに段階が少なくなつたが、特別控除が濫用されているため複雑化し、所得階層、ライフ・ステージ両方の面で不公平が拡大している。

### (5) 変らぬ「まず大型間接税ありき」、税率アップの歯止めなし

七九年の一般消費税問題をはじめ、常にまず最初に大型間接税導入ありき、というのが政府・自民党の税制改革である。直間比率は正の問題点や必要性についてまともに国民に説明されたことはない。今回の改革においても資産課税の適正化は極めて不十分であり、所得・消費・資産に対する均衡ある課税とはほど遠い。また消費税率三%では財政面にお

いても大蔵省の説明とは辻褄が合わず、導入時は三%でも遠くない将来は五%、そして、やがてヨーロッパのように一〇%を超える大幅引き上げを狙つてくることは必至である。

#### (6) 国民の望む「行財政改革」には手をつけず

消費税創設という大増税に気がひけたのか、行財政改革の推進を基本方針の縮めくくりにしている。しかし、自民党行財政改革と我々の行財政改革とは全く異なっている。

我々は、政治や行政にもつと直接、国民の声が届くようにして、無駄を省き、国民生活に一步でも近づく行政サービスへ改善すべきだと主張してきたが、政府・自民党の行政改革は、医療や年金をはじめ教育や中小企業対策など、国民生活や地域経済に必要な予算を削り、軍事費を膨張させ、天下りや利権、大企業への優遇は温存させ、自治体を締め付け中央集権を強めるもの以外の何物でもない。行うべき行財政改革を行はず、福祉や教育を後退させて、「長寿・福祉社会」への対応を建前にして、国民に増税を強要する自民党的姿勢は厳しく指弾されなければならない。

#### (7) 減税財源はある、消費税収入見積りもウソ

八六年度、八七年度の自然增收の伸びをみても明らかな通り、税収の伸びは構造的なものであり、その多くは恒久財源である。八八

年減税の財源は恒久的に保証されている。また、資産課税の適正化をはじめ不公平税制の是正を的確に実施すればさらに税収は確保され、高齢化社会への対応についてはその全般的な施策を国民的に論議する時間は十分にある。

また大蔵省は売上税と同様に消費税の税収を意図的に過少見積しており、課税ベースでいつても大蔵省試算（一八〇兆円）より三〇・六〇兆円多くなることは間違いない（静岡大学シミュレーションでは二一〇兆円多く、税収も大蔵省の約五兆四八六四億円に対し六兆三六三〇億円としている）。

## 2 「税制改革法案」の問題点

以上を前提として「税制改革法案」の具体的な問題点を指摘する。

本案は「税制改革基本法」ないし「税制基本法」制定議論の中から生まれてきたかのようにいわれているが、その内容は政府の改革案の骨子を羅列し（第二章）、後付的に理屈付けただけのものである（第一章・総則）。あえて意味がある点を挙げるなら、本法の八八年一〇月一日に施行されること（附則）、そして各法案の施行日について、消費税を含む国税は一部（八八年一〇月一日）を除き八九年四月一日（相続税・贈与税については八八年一月一日で遡及適用）、地方税は八九年四月一

日及び九〇年四月一日から実施するとしている条項（第一七条）である。しかし、一方において各個別法案においても施行期日は明記されており、したがつて本案自体には何ら意味がないことになる。しかも、税制改革の理念・方針などに関する説得力に乏しく、また「税制改革法案」以外の改正五法案をみるとこの理念にさえ全く逆行している。

また、本案において消費税の創設及びその税率が三%であることが明記されていることから大型間接税創設の規定事実化の法案ともいえる。

こうした手法は、国鉄の分割・民営化の際には国鉄関連七法案の関係法令の整理及び施行期日規定のために「日本国有鉄道改革法等施行法案」が提出されたことに前例がみられるほか、昨年の売上税問題の際にも税制関連法案の中に「所得税法の一部を改正する法律及び売上税法施行法案」が存在していた。これは所得税等の減税と大型間接税をあくまで国民にセットで押し付けようとする姿勢の表れである。以下、各条項の問題点を総括的に列記する。

#### (1) 政府税調を形だけ利用、一体性で増税強行

今次の税制改革が政府税調の答申の趣旨に基づいて行われるものであることを強調しているが、政府税調の審議そのものが「まず大

型間接税ありき」そのものであったことは周知のとおりである。しかも整合性、一体性を強調することで当面の減税、不公平税制のほんの一部の局部的な手直し、それと消費税という大衆大増税があくまでもセットであることを露にしている（第1条・目的）。

## (2) 税制改革の趣旨＝不公平感は払拭できない

税制改革の趣旨として現行税制と現在の経済社会との間の「不整合」（産業構造・就業構造の変化、所得の平準化、消費の多様化、経済取引の国際化等々）を理由としているが、そうした不整合に至る原因については全く説明されていない。

また、国民の租税に対する不公平感の払拭とそのための所得・消費・資産課税の均衡を強調しているが、政府の改革六法案が不公平のは正や均衡ある税制からかけ離れていることは明白である（第2条・趣旨）。

## (3) 基本理念＝公平・中立・簡素のウソ

基本理念として国民の不公平な税負担、税制の経済に対する中立性、税制の簡素化を基本原則とするとしている。税負担の公平については「水平的公平」を強調しているが、憲法に基づく税負担の公平とは応能負担原則に基づく「垂直的公平」が基本であり、その上にたつて同程度の所得水準の者は同程度の税

負担を行なうというのが「水平的公平」である。政府・自民党の「水平的公平」論は大きな誤りを犯している。また、消費税が輸出・輸入産業において中立的でないことは明白であり、大企業・中小企業間においても中立的でないことは明らかである。さらに独禁法の改正＝価格カルテル規制の一部解除をみても中立的とは到底いえない。

簡素についても、所得税等における新たな特例の濫用、幾多の租税特別措置の温存、消費税などをみれば明らかのように、複雑といえても簡素などとはとてもいえない（第3条・基本理念）。

## (4) 公平感は得られない、地方財政には重大な支障

税制改革の方針として公平感を強調しているが、これがまったく体現されていないことは既に指摘した通りである。加えて、国・地方公共団体の財政運営に基本的に影響を与えないとしているが、少なくとも地方自治体については、地方財政総体としても、個々の自治体としても重大な支障が生ずる（第4条・方針）。

## (6) 税財源再配分の本旨に逆行

国と地方の財源配分について個別各法案において定めるとしているが、今回の税制改革は地方自主税源を国税に吸収し、地方自治体の自主課税権を縮小させるとともに、歳出負担増を求めるなど地方自治の理念に反するものであり、あるべき財源再配分論からは全くかけ離れている（第6条）。

## (7) 消費税導入だけが目的の改革法

本案は所得税の税率区分、消費税の税率を明記してあることでも明らかに政府の今次の改革案を正当化させることだけが目的であり、わが国の今後のあるべき税制についての理念、指針を示したものではない（第7条、第10条）。

## (5) 福祉・「行革」は空文句

国及び地方公共団体の責務として福祉の充

実、行財政改革の推進、税制改革の趣旨の徹底を挙げているが、福祉のビジョンについては白紙の状態であることは既に指摘した通りである。また、防衛費の凍結・削減問題をはじめ国民が臨む行革には何ら手がつけられていないばかりか、リクルート疑惑、総理府汚職の例にもみられるように、行政の責務に反することがまかり通っている（第5条・責務）。

が、これをよりどころとして世界に例をみない独占禁止法の骨抜き＝価格転嫁カルテルを消費税法案附則で行なおうとしている。便乗値上げを警戒する行政努力ではなく、便乗値上げはもとより大企業の便乗カルテルすら事実上容認することは、まさに消費税の持つ矛盾を塗り隠すためにさらに大きな矛盾を発生させることになる（第11条）。

### 3 国民の声を反映した税制改革推進のための基本原則

抜本的税制改革を真剣に議論するならば、まず以下のような点について合意形成を図るべきである。

#### (1) 国民合意の税制改革

国民の税制に対する統一した認識は、不公平の存在である。また、その裏腹な問題として重税感がある。こうした問題を解決するため税制改革の基本的指針とその進め方をまとめ、税制改革に関する全国民的コンセンサスの形成を図るべきである。

税制及び税制改革は、国民の信頼と合意が前提である。そのため税制改革にあたっては、公平を第一の理念としなければならない。税制は、所得・富の社会的再分配機能を健全に果さなければならず、応能負担原理に基づく「垂直的公平」と同程度の所得の者は同程度の

税負担をするという「水平的公平」をその理念の中心的支柱とする必要がある。

また、抽象的な理念は、改革の指針、手続きによって具体的に補完されなければならない。指針と手続き、具体的改革案に理念が体現される必要がある。

不公平の徹底的推進によって公平を確保し、国民の信頼と合意の形成を図りながら、長期的展望をもつた税制が構築されなければならない。

#### (3) 税制改革論議のやり直し

この間の税制改革論議でもつとも粗末であったのが、国民的議論の在り方である。政府税調が二〇回以上にわたる公聴会の開催を宣伝しながら、最終的には自民党税調にその全般の決済を委ね、満足な最終答申も示せなかつたという経過が、国民の改革案に対する不信（世論調査結果にも表われている）を生み出した一つの原因である。まして、リクルート問題等において象徴されるように、政府高官自身が不公平税制等を利用して利権追及を行っていることが明白となつており、国民の不信はさらに拡大している。したがつて、拙速を避け、全国民的な議論への参加と情報の徹底的公開が必要である。

また、その議論は、二段階で進めることができである。当面、必要な不公平是正と取りすぎている税を国民に還付する減税を第一段階とし、この作業の中で国民の信頼と合意の明確化と負担能力、受益に応じた税負担の確立、第三に応能負担と総合課税の原則＝直接税中心主義の堅持と所得税の総合累進課税の

形成も培い、第二段階としての抜本改革作業を進めるべきである。

竹下総理自身も八六年一月、新聞紙上で、シャウプ勧告が所得税中心、公平の確保に力点をおいたことについて、「納税者の自覚を呼び起こすことで財政民主主義を定着させようとした。その結果、日本国民は税とデモクラシーの関係を教わったと思う」としている。

税制改革は民主主義の発展過程に即して進められなければならない。国民が参加し、公正さが理解され、議論が公開されてこそ本当の税制論議は保障される。政府税調を改組し、国民各階層、学者・専門家の構成による税制国民会議を創設し、改めて税制改革案の作業をやり直すことをわが党は主張する。

したがつて我々は、まず第一に民主的ルールの確立、第二に不公平税制是正の最優先、第三に国民が要求する歳出の洗い直しと福祉政策の長期展望の確立、第四に三年位の十分な時間をかけた討議、を主張する。

## II 改革案で放置された不公平税制——わが党的主張

### 1 政府案に盛られている不公平税制 は正の問題点

#### (1) 有価証券譲渡益課税

有価証券譲渡益に対する選択分離課税を実施するとしている。二〇%の申告分離課税(住民税は六%)を原則とし、所得の5%（転換社債にあっては二・五%）を譲渡益とみなして二〇%の源泉分離課税（したがつて売却額の一%、住民税はなし）を選択できるというものである。一〇%はあるといわれる譲渡益に対する課税としては極めて低く、しかもアングラ・マネーの放任になる。

さらに、有価証券取引税を〇・五五%から〇・三〇%へと引き下げるとしている。高額資産所得者の腹はほとんど痛まず、大口取引者にとっては現行より有利とすらいえる。そ

ればかりか、譲渡益課税を免除されている法人の取引税まで引き下げるというサービスぶりであり、これによる減税は二・三〇〇億円とされている。分離課税による增收は、六九七〇億円であり、いかにも甘い課税といわ

ざるをえない。

またリクルート疑惑を教訓化するような措置もまったく手付かずである。カードを利用した総合課税の実施は困難なことではない。源泉分離課税では地方税もかからず、是正には価しない。

#### (2) 社会保険診療報酬課税

社会保険診療報酬が五〇〇〇万円を超れば概算経費率の選択を認めない、というだけのものであり、事業税は相変わらず非課税とされた。政府の改正によって国税における特例減収額の約七割が復元するとされているが、事業税問題が置き去りにされたということが重大な瑕疵である。

#### (3) 土地税制

法人の土地取得に係る借入金利子については取得後四年間は損金算入を認めないとされた。しかし、「優良宅地」（ほとんどが大手デイベロッパーが持っている）の場合は除外、不動産業者の年間の不動産の販売収入金額や賃金収入の合計額の三分の二までは今までどおり。しかも売却した場合は損金算入を認め、売却しなくとも四年後から四年間にわたって損金算入を認めるということであり、なんのための改正か不明なものとなつてている。不動産業界の自民党に対する発言力を証明する如

実な例といえる。

竹下内閣は、「土地国会」の開催、「土地臨調」の設置など土地対策に真剣に取り組むかのポーズを示してきたが、我々が提案した国土利用計画法改正案、土地基本法案には見向きもせず、六月二八日に閣議決定した「総合土地対策要綱」もみるべき対策は示されていない。土地問題が社会問題となつてゐる今日、社会のゆがみを放置し、土地神話を放置することは不公平拡大にほかならない。

問題なのは、長期的な資産課税全体、相続税に対する基本の方針が示されなかつたことである。固定資産税は小手先の負担調整で済まされ、年金生活者などは本当に負担に苦しんでいる。一方、相続税にしても地価が高騰しつづければ軽減された分は一〇年をまたず元のもくあみになつてしまふ。有価証券譲渡益課税は前述のとおりであり、富の格差は開く一方である。

抜本改革という以上、もう少し腰をすえたた議論と長期的な対応があつてしかるべきである。

#### (4) 法人課税

①法人の受取配当益金不算入割合の二〇%圧縮、②配当軽課税の廃止、③外国税額控除制度の是正、これが法人にかかる不公平税制の是正のすべてであるが、その額は微々たる

ものであり、制度的にも極めて不十分なものである。我々の是正要求はもとより、政府税調の検討よりも後退している。

賞与引当金の適正化は昨年の税制改革案にも盛り込まれており、今回も予定されていたが、財界や金融機関が駄目といった途端に見送られた。政府税調では指摘されていた貸倒引当金の法定繰入率の圧縮もなし、欠損法人の税負担問題なども触れられずに終つた。法人税は四二%から三七・五%へと四・五

%も軽減されているのに、中小法人の税率は

三〇%から二八%へと二%引き下げられるだけ。国の中小企業予算は六年連続マイナスを続けており、「消費税」も中小企業が一番の被害を受ける。大企業は好況でも地場の中小商工業者は不況感から抜け切っていない。国際化に対応するといつて大企業を優遇するのは、新たな不公平といつてよい。

大蔵省、自治省の税制改革に係る増減収試算を精査してみると法人税関係で説明の付かない增收額が出ている。これを追及すると今回の改正とは別に引当金について別途改正を行なうとされている。なぜ改正案にいれないのか、またなぜ増収試算に入れているのかまったく不明瞭かつ無責任といわざるをえない。

#### (5) 「大綱」における検討課題

自民党「大綱」の末尾に、①有価証券譲渡益課税の総合課税化、②公益法人課税、③協同組合課税、④社会保険診療報酬の事業税問題、については「検討事項」とされている。

宗教法人問題や政治家のパートナーの問題も議論されたはずだが、一言も触れられていない。生協のように市民の生活運動としてすすめられてきたものには課税強化を実施し、都合の悪いものはすべて「検討課題」にして口を濁すというのは許せない。

## 2 我々の要求＝わが党の不公平是正要求と三党共同一〇項目要求

### (1) わが党の当面の不公平是正要求

わが党は、不公平税制の一掃こそが出发点という観点に立つて以下の二四項目の不公平税制の是正を主張している。その基本的考え方は、①総合課税の徹底的推進、②税法の本法にある不公平の是正、③租税特別措置法の原則的廃止、④土地・株の急騰に伴う所得・資産格差への対応、⑤執行上の不公平の是正、である。

## 【国税関係】

### 1 キャピタル・ゲインの課税強化

#### (1) 有価証券譲渡益の原則課税

有価証券譲渡益については原則総合課税とする。譲渡益の捕捉、名寄せを徹底化するため、プライバシー保護法の制定とともに社会保障番号等の検討をすすめ、当面、証券会社に対する売買報告の義務付け、証券カード制の導入などを具体化する。有価証券譲渡益課税にともなう有価証券取引税の軽減については、個人のみにとどめる。

#### (2) 土地譲渡所得課税の適正化 次の譲渡益課税強化策等を講ずる

① 個人長期譲渡所得課税における二分の一総合課税の要件について、三〇〇〇万円以上(現行四〇〇〇万円以上)に引き下げる。② 法人長期譲渡所得課税について超短期及び短期と同様の重課制度を創設し、その税率を一〇%とする(現行は、四年一一ヶ月で譲渡は一〇%重課、五年はゼロとなつている)。

#### ③ 個人及び法人の事業用資産の買い替え特例について、その額を二割圧縮する(過去、二割圧縮されたが、それをさらに圧縮す

る)。

#### ④ 赤字法人の土地購入資金の利子の損金算入の否認、個人・法人の特定目的の土地の交換・譲渡の特例についても一部を圧縮する。

#### ⑤ 長期・短期の譲渡区分を五年から一〇年に戻す。

⑥ 法人の土地取得による借入利子についての損金算入を制限する。

### 2 土地税制の抜本的改革

土地政策の確立は急務であり、その中で土地税制の改革も行う必要がある。株・土地などの資産インフレに伴う、所得・資産格差拡大の状況に鑑み、資産再評価を実施し、法人については土地増価税、個人については富裕税の創設を検討する。その場合、生活・居住用資産に対する重課にならないように、相続税評価額の一定額以下には課税しないなど充分に配慮する。また、地方税であるが、地価急騰地における固定資産税の宅地並み課税の適正化をすすめ、併せて法人の土地保有価税を強化する。

### 3 医師優遇税制の見直し

社会保険診療報酬課税の特例措置(概算経費率と経費の実額申告の選択制)を段階的に廃止する。辺地医療等に係る配慮を別途検討

する。

### 4 宗教法人の課税適正化

現在、本来の宗教活動からの収入について非課税、それ以外の収益事業について二七%の低率課税が行われている。金融資産課税の適正化を検討し、収益事業の範囲などについて見直しをすすめるとともに、一定額以上の収益事業からの収入については、課税の適正化のための検討を行う。

### 5 法人税の改革

租税特別措置を原則撤廃し、課税ベースの拡大を図ることが、法人税における課税の総合化を意味する。法人税の基本税率の引き下げは、はじめに税率引き下げありきではなく、課税ベースの拡大との見合いで実施する。

#### (1) 貸倒引当金制度

貸倒引当金の法定繰入率を実態に合わせるため、段階的に引き下げる。初年度においては三五%圧縮する。

#### (2) 賞与引当金制度

賞与引当金の廃止を検討する。初年度は引当金限度額を三〇%圧縮する。

#### (3) 退職給与引当金制度

外部積立制による引当金制度の実効性を確保しつつ、限度額を期末退職給与金の要支給額の四〇%から段階的に二〇%まで圧縮する

こととし、初年度は三〇%とする。

#### (4) 支払配当軽課制度

支払引当軽課制度を段階的に廃止し、留保分の税率に一本化することとし、初年度は三二%から三五%への引き上げを実施する。

#### (5) 受取配当益金不算入制度

受取配当不算入割合を段階的に五〇%まで圧縮することとし、初年度は八〇%に圧縮します。この場合、法人支配関係（二五%以上（株式所有））を除外する。

#### (6) 国際課税制度

二重課税を極力排除しつつ、国際化にともなう海外への不当な課税逃避に適切に対処する。具体的には、海外所得の割合の八〇%への圧縮、みなし税額控除制度の適正化、控除限度額を超える限度超過額、控除余裕額の繰越期間の二年への短縮など外国税額控除制度の適正化を行うとともに、タックス・ハイブン濫用規制の強化等を実施する。また、一括控除方式から国別控除方式への移行を検討する。

#### (7) 欠損法人の税負担のあり方

費用の損金算入の見直し、欠損金の繰り延べ、繰り戻し還付制度の見直し、外形標準課税制度などを実施する。

#### (8) 公益法人等に対する課税

公益法人等の中で、特に一定額以上の多額の収益をあげる収益事業を行うものについて

は、その収益事業に対する軽減税率を中小法人の税率に合わせるなど、課税の適正化を推進する。ただし、生活協同組合等は除く。

#### (9) 宣伝・広告費課税

これらの経費の一〇分の一に対して基本税率で課税する。

#### (10) 交際費課税

現状では、特別措置により一定範囲の交際費に課税しているが、特別措置によらず本則の改正により現状通りの課税が行えるよう措置する。

#### 6 利子・配当課税の見直し

利子・配当課税については、原則総合課税に改め、また、個人の受取配当の一〇%税額控除（一〇〇〇万円超五%）を廃止する。

#### 7 みなし法人課税制度

みなし法人課税制度の改廃を検討する。なお検討に当たっては、青色申告者に対して、青色申告控除の引き上げ、経費範囲の見直しなど激変緩和措置に関する検討を進める。

#### 8 納税環境の整備

記録及び記帳の義務づけを推進し、総収入申告制度の充実を図る。

#### 9 政治パーティーの収益

収支報告を義務づけ、経費の見直しを行ふとともに、収益に対して二〇%課税とする。

### 【地方税関係】

#### 1 地方税における不公平是正

現在の税制においては国税よりも地方税においてより不公平が存在しており、その温存が個人住民税等の負担を重くし、かつ自治体財政を圧迫している。国税以上に地方税における不公平税制の是正は急務である。また、個人、個人住民税などは、過年度課税となっているが、所得税と同様、現年度課税を追及しているが、所得税と同様、現年度課税を追及する。

#### 2 国税見合いの是正

上記の国税における不公平税制は正の多くは法人事業税や法人住民税、あるいは個人住民税にはねかえるものだが、それ以外に例えばキャピタル・ゲイン課税については、利子課税が国税において行なわれていたにもかかわらず地方税は非課税となっていたのと同様に放置すれば非課税となってしまう。そのため総合課税の実施を推進する。

#### 3 国税の租税特別措置の遮断

前述のとおり、国税と地方税については若干、その性格を異にするにもかかわらず国税の大企業優遇措置がそのまま地方税においても適用されている。国税の改革が進めばこの問題は縮小されるが、それが不徹底な場合は、国税の特別措置の影響の遮断をはかる。

#### 4 地方税における特別措置の原則廃止

事業税における社会保険・診療報酬の所得計算の特例（非課税）、固定資産税における鉄道関係の非課税措置、電気・鉄軌道等の課税標準の特例措置等の地方税独自の特別措置を廃止する。

## 5 特別土地保有税の強化

一定面積以上の未利用地に対しては土地の有効利用促進の観点から特別土地保有税が課せられることになっているが、対象除外が多く、有効に機能していない。適切な課税が行われるよう、執行上の問題も含め改善策を講ずる。

なお、特別土地保有税については、抜本的な保有課税の改革（例えば増価税や富裕税の創設など）のもとで、それら抜本的改革案の税源の所属も含めて調整する。

## 6 事業所税の改善

県庁所在市であっても人口三〇万人以下の都市においては課税されないなど課税対象団体の拡大は毎年、政府税調においても改革課題となっている。したがって人口基準の引き下げ等を行う。

## 7 法人事業税における外形標準課税の併用

大企業であっても名目的に赤字であるなら多大な自治体行政サービスを受けながら法人均等割・固定資産税しか納めていなかつたり、また黒字法人においても少額の納税しか行なつていかない。これを改善するため、一定の資

本金以上の大企業に対し、その従業員数、敷地面積、支払賃金総額や利子・地代収入などの外形を課税標準として税負担を求める。当面は、税収増を目的とせず、したがつて現行税率を調整する。

## 8 国と地方との財源配分

分権・自治の拡充のため、国と地方との权限・事務負担配分の見直しを行うとともに、財政のあり方、財源分配のあり方を抜本的に改善する。

## (2) 三野党共同一〇項目是正要求

当面、上記の不公平税制を是正せよ、というのがわが党の主張だが、この要求に基づき、野党四党の政策審議会長がまとめた以下の一〇項目について与野党書記長・幹事長会談における合意に基づく政策担当者協議において折衝をしている。わが党の要求はこの一〇項目要求によつて妨げられるものではなく、野党三党が当面共同で要求しているものが一〇項目ということである。

① 有価証券譲渡益課税……証券会社への売買報告義務付けと証券取引カード制の導入、四年後の納税者番号制の導入（証券取引カードを吸収）、創業者利得課税の新設と未上場株の公開のルール改正、未公開株の公開後売却益課税の申告分離課税への一本化、大口短期売却益に対する重課、インサ

イダー取引規制強化

② 土地税制……公的地価評価の一元化等による固定資産税、相続税の適正化、土地譲渡益課税の適正化等

③ 政治家パートナー課税……パートナーの純収益に対する二〇%課税

④ 医師税制……合理的医師税制の創設、社会保険・診療報酬の適正化、概算経費率の段階的廃止等

⑤ みなし法人課税……みなし法人課税制度の廃止、「小規模企業税制」の創設

⑥ 企業税制……貸倒引当金法定繰入率の圧縮、支払配当軽課制度の廃止、受取配当益金不算入割合の圧縮

⑦ 國際課税制度……国外所得割合の八〇%への圧縮、控除余裕額の繰越期間短縮、濫用規制の強化、タックス・ヘイブン対象国の拡大

⑧ 宗教法人等課税……収益事業の範囲の拡大、収益事業から非収益事業への移転への課税、金融資産課税、軽減税率の見直し、公益法人の認可・行政監督の適正化

⑨ 赤字法人課税……費用の損金算入の見直し、外形標準課税の検討、赤字法人のキヤピタル・ゲインに対する分離課税

⑩ 物品税……受益者負担の適正化、環境保全、省資源などの観点からの見直し

### III 消費税法案の矛盾と欠陥

#### 1 総論

##### (1) 所得水準の上昇・平準化、社会保障制度の充実の虚構性

① 消費税導入を正当化する根拠として、所得水準の上昇・平準化、社会保障制度の充実が指摘されている。シャウブ当時の戦後混乱期と比較しているようであるが、それは意味がない。近年においてはむしろ所得水準の格差は拡大傾向にある。

② 経済や国民生活の水準をどうとらえ、目標をどのように設定するかという基本理念がない。所得水準が高いということは生活水準が高いということと同一ではない。近年の地価高騰に代表されるようにわが国の物価水準を考えると決して高い国民生活水準とはいえない。

③ 現在の社会保障水準・内容自体問題が多いし、増税を求めるにしてもその維持といふだけでは説得力がない。高齢化社会、福祉社会への対応といいながら、未来に対するビジョンが明確にされていない。なぜ、消費税でなければならないのかはさらに不明確である。

##### (2) 直間比率の是正はナンセンス

① 直接税、間接税の分類が「納稅義務者が最終的に税を負担する者(担税者)とする税」「納稅義務者が税を転嫁させて最終購入者(担税者)が税を負担するという税」というような古典的手法による分類である。直接税の代表である法人税は価格転嫁の点で現実的には間接税になっているし、今回の消費税は同様

の点で直接的性質を有する。これでは直間比率のバランス是正という論議自体がナンセンス。

② 直間比率のバランス是正ということが問題ならわが国にとつてどのような直間比率が理想的なのかが示されていない。税の直間比率はその国の経済状態によつて大きく変わつてくるものである。

③ 今回の消費税導入で直間比率は現行の73対27から67対33となるが、大蔵省は6対4を目指すとしており、自民党の幹部は5対5という発言もしている。自民党税調の責任者は「税率は不变ではない」と明言しており、導入時は三%でも遠くない将来は五%、やがてヨーロッパのように一〇数%へと引き上げを狙つてくることは必至である。

④ 現在間接税を導入している諸外国の例を見ても、導入時における税率と現在の税率を比べてみるとかなりの伸びを示している。

これはこの税自身の性格が税率アップが容易であることを証明している。単純比較はおかしい。

⑤ 税率が一律ということは、政府が経済にたいしてその判断を放棄したということと同義である。ヨーロッパ諸国では、軽減税率・標準税率・割増税率などといったきめ細かい対応をしている。

##### (3) 物品税の是正＝消費税は早計

奢し品・娯楽品という判断が難しいことは事実だが不可能ではない。判断を放棄することは、社会政策について判断を放棄することと同一。新規物品の課税の際、自民党の不当な政治圧力により人為的に歪められた事実にはなんら触れていない。

##### (4) 弱体化する所得再分配機能

① 金持ちも低所得者も公平に税負担を、として間接税を唱つているのに、なぜ誰もが不公平と指摘する優遇税制に手を付けないのか。「消費税」だけは鮮明で、キャピタル・ゲイン課税は中途半端、土地税制はお話しにならない。しかも、当初予定の賞与引当金等の廃止、貸倒引当金の圧縮などは見送られ、社会保障診療報酬や政治家のパーティーにも手付かず、政府税調は六項目の検討課題を上げたが、すべてあいまいに終わっている。

② 現行税制においてさえ所得の再配分機能は十分でないことは周知の事実。また、逆進性、不公平感拡大、非課税世帯の重負担、

税率引き上げ、納税コスト増、物価上昇は大型間接税のもつ基本的性格である。これを「六つの懸念」(後に消費税の価格への転嫁を加え「七つの懸念」とした)などといっている竹下総理の税制に対する見識を疑わざるをえない。しかも、「消費税」は、こうした「根幹的矛盾」を何らカバーできるものではなく、減税や歳出面でのフォローもない。消費税導入自体が税制全体の所得再分配機能を弱めるることは確実である。

#### (5) 経済的弱者に重い負担

##### ① 年金生活者

特定の社会福祉事業、医療などは非課税とされるが、ゲート・ボール用具、医薬品、マッサージ、ホームヘルパーなどほとんどのものに消費税が課税される。高齢化社会への対応を唱いながら、お年寄りには増税だけしかもたらされない。

##### ② 生活保護世帯

約一一〇万世帯の生活保護世帯は減税の恩恵を受けることはほとんどなく、消費税の負担だけがもたらされる。母子世帯などの影響は深刻。生活保護に対する国の補助率引き下げ、締め付けを続けておいて、生活保護

基準の手直しで消費税には対応できるなどといふ言い種は、虚言もいいところ。

##### ③ 農民・漁民

課税売上げが三〇〇〇万円以下であれば非課税だからほとんどの農家等は影響なし、とはいかない。非課税であれば仕入控除も受けられない。肥料、農機具、農業施設などにはすべてに消費税が課税されるが、それを自動的に価格に転嫁できるわけではない。食管会計にかかるコメについては、消費税分を国が負担するというが、いつまでこの措置が続くのか保障のかぎりではない。

##### ④ 中小商工業者

納稅事務が増え、帳簿への記帳が煩雑化することは間違いない。また帳簿や伝票は七年間保存しなければならない。独占禁止法の緩和は大企業を優遇することにはなっても、中小業者の価格転嫁を容易にしないし、下請への要請も厳しくなることは確実。

#### (6) 公平・簡素・中立に反する

##### ① 水平的公平を強調することと自体問題であるが、逆進的で、中小業者に負担を負わせる消費税はそれにさえも反する。

② 帳簿による税額の計算など消費税の税務はいわれるほど簡単ではない。複雑でやつかいである。

##### ③ 投資税額控除、輸出免税によつて、投

資額が大きく、輸出依存度の高い大企業に有利である。自動車の物品税は、消費税の導入で廃止され、自動車に関する税負担が大幅に軽減される一方で、石油税は今年八月から従量税に変わり増税される上に、消費税が併価されることになるため、大幅増税になる。また簡易課税の拡大は企業の系列化を促進する側面があるなど、到底経済に中立とはいえない。

#### (7) 財政へ悪影響

① 消費税導入を至上命題にして減税が先行的に行われるため、国の歳入は一兆六六〇〇億円の減り、自治体は総額七九〇〇億円の実質減収になるとされている。

② さらに歳出面で消費税を負担しなければならない。歳出項目が消費税に対応して増額されなければ実質的に予算が削減されることになる。それだけではなく、国、自治体財政のかなりの部分が、納稅義務者にもされている。

## 2 具体的内容

### (1) 不明確な課税対象

① 国内において事業者が行つた資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する（消費税法第4条、以下、消法4のように略記）

というが、資産の譲渡等の範囲が不明確である。したがって課税仕入、課税売上の帳簿上の処理に混乱をきたす。また以下のような事例も生ずる。

(2) 公益法人等についても、収益事業に該当するか否かに關係なく非課税取引以外にはすべて課税。これは消費税に関しては公益法人も同じように扱うということ。

これは公益法人無用論である。確かに一部の公益法人についてその經營が問題となつてゐる。昨今だが、公益法人についての社会的有用性・必要性も含めた論議もなしに乱暴である。

(3) 寄付金は、給付の対価として受け取るものではないので非課税。しかし大学等の入学寄付金のように、事實上その多くが設備充當資金的に使われている場合は課税。したがつて入学金・入学寄付金を減らし授業料の値上げを引き起こしかねない。

(4) 政党・団体への党(会)費・寄付金は非課税。機関(会報)紙などの購読料は課税されると予想されている。しかし会報や機関紙などによっては給付の対価として受け取るとの判断できないものもある。このような問題はどう処理するのか、確定されていない。

## (2) 納税義務者とは?

① 国内において課税資産の譲渡等を行つた事業者、それと外国貨物(課税貨物)を保

税地から引き取る者が、納税義務者とされる(消法5)が、そもそも事業者の定義が不明確。事業を行う法人及び個人と定義されているが(消法2)、国、地方公共団体、公共法人、人格のない社団の一部(消法3)も含むようである。事業者と認められる範囲、その認定根拠が明らかでない。

② 事業の範囲が明確でないため、事業者の範囲も確定されていない。たとえば個人事業者(弁護士、作家、タレントなどを含むようである)と認められる者が執筆、講演などをを行い原稿料、講師料などを得た場合それらは課税対象とされるが、普通のサラリーマンの場合はどうなるのか(もちろん三〇〇〇万円を超すようなケースは希であろうが)。また国や地方公共団体は、どのようなケースに、どのような範囲で、どのような形態で納税義務者となるのか明らかでない。

(3) 輸入の場合は事業者に限らず、免税点の適用もなしに、課税貨物を引き取る者が納税義務者とされている。その理由は何か不明。

(4) 紳士の登録は行われないようであるが、これで公正な税務行政が確保できるのか問題がある(EC諸国などで登録している例が多い)。

## (3) 資産の譲渡等を行つた者の判定

法律上、資産の譲渡等を行つた者が単なる名義人であつて、實際その対価を受け取らず、その當人以外の者がその対価を受け取る場合は、対価を受け取つた者が納税義務者となるとされている(消法13)。

これはめつたにないケースだろうが、対価を受け取らない単なる名義人が、錯誤などにより帳簿等にその対価を受け取つた者として記載している場合など、どのように処遇されるのか、明らかではない。

## (4) 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属

(消法14)の適用除外とされている合同運用信託、証券投資信託等々に係る資産の譲渡等の納税義務者が規定されていない。これらの信託財産に係る資産の譲渡等には消費税を課さないのか。なぜ、これらの信託財産だけは例外扱いされるのか理由は不明である。

## (5) 紳士義務が免税されても小規模事業者は救われない

① 免税点を基準期間の年間課税売上高三〇〇〇万円とした理由は何か(消法9①)。所得税の総収入申告義務(三〇〇〇万円)との見合いなのか。これなら納税義務者(事業者)の登録義務がなくてもある程度捕捉できる、ということなのかもしれない。

## ② 紳士義務免除の判定のための基準期間

が前々年又は前々事業年度とされているが（消法9①）、課税期間の前年又は前事業年度では不都合な理由があるのか。当該課税期間において課税売上高が三〇〇〇万円以下の場合納税義務を免除するとした方が実態に適しているといえる。税額を明記した書類で仕入控除を行う方式ではないのだから、これは可能なはず。

③ 課税売上高が免税点以下であっても納税義務者を選択するための申告書を提出した場合、次の課税期間から二年間は納税義務を継続しなければならないとされているが（消法9⑥）、帳簿で仕入控除税額を計算するのであるから、課税期間ごとに選択できるようすればよいのではないか。前々年又は前々事業年度の課税売上高が三〇〇〇万円を超えて、課税事業者である事業者が、当年又は当事業年度の課税売上高が三〇〇〇万円以下であっても限界控除制度によって課税されずに済むが、逆の場合、つまり前々年又は前々事業年度の課税売上高が三〇〇〇万円以下であり、当年又は当事業年度三〇〇〇万円を超えた場合であつても納税義務が免除されることになる。実態と課税とのソゴが生じるといえる。

④ 納税義務を免除される小規模事業者は、売上に対して消費税が課税されない反面、仕入に含まれる消費税額を控除することができない。そのためマージンを減らさないため

には仕入に含まれる消費税額を売上価格に転嫁させるため値上げせざるをえない。売上に消費税を課税されないので、課税事業者よりは値上げ幅は少なくて済むが、しかしたとえ軽減されても転嫁の問題を抱えざるをえないことに変わりはない。

⑤ 年間売上高が三〇〇〇万円以下の事業者は全事業者の約六八%である一方、全売上高に占める売上割合は二・九%にすぎないから免税を設けることによって価格体系が崩れ、取引秩序が乱れるようなことはないといわれている。しかし消費税を正確に価格転嫁することを前提にすれば、同じ商品を取り扱つていても課税事業者と免税事業者の値上げ幅の相違は消えない（二物二価）。課税事業者の価格支配力が圧倒的であることが予想されるため、多くの場合価格は課税事業者と免税事業者ともに一様にならうがこのことは消費者が実際の消費税額以上の負担を被つていることを意味する。

⑥ 限界控除制度、簡易課税制度は、値上げ幅と実際の消費税負担額との相違をさらに拡大するものとして考えられる。正確な税額の価格への転嫁が行われることを制前にした間接税であると説明されているが、制度上もそれから逸脱しているし、実際はさらに建前からはかい離した税金になろう。

⑦ 売上税の際には、免税事業者となる小規模事業者が税額票を出せず、取引の中間に免税事業者が入る場合、税額票がなければ仕入税額控除ができないため、取引から排除されている。消費税では免税事業者からの仕入も課税事業者からの仕入と同様に仕入税額控除ができるが、小規模事業者の全売上に占める割合が少ないといつても、過大な税額控除が生ずることは確実である。

完ぺきな間接税制度と税実務との比較考量で適當なところに落ち着いているとして済ませられないのではないか。

（6）相続の場合の納税義務免除の特例  
基準期間において相続人、被相続人ともに課税売上高が三〇〇〇万円以下で、合わせて三〇〇〇万円を超える場合でも、その課税事業年において相続が行われたときは相続人は納税義務を免除されるが（消法10）、前々年又は前年ににおいて相続が行われたときはは納税義務を免除されない、といったアンバランスが生ずる。

（7）合併の場合の納税義務免除の特例  
① 合併法人、被合併法人とともに基準期間の課税売上高が三〇〇〇万円以下で、合わせて三〇〇〇万円を超える場合でも、その事業

年度において合併が行われたときは合併法人の納税義務は免除されるが(消法11)、基準期間中の初日の翌日からその事業年度の初日の前日までの間に合併が行われたときは免除されない、といったアンバランスが生ずる。

(2) 新設合併の場合——基準期間において被合併法人のいずれも課税売上高が三〇〇〇万円以下で、その合計が三〇〇〇万円を超える場合、新設合併がその事業年度中に行われれば新設合併法人の納税義務は免除されるが、新設合併がその新設合併法人の事業開始年度の二年前の日から事業年度開始の日の前日までに行われば納税義務は免除されない、といったアンバランスが生ずる。

#### (8) 輸出免稅は非中立

(1) 輸出については、その売上に消費税が課税されないだけでなく、仕入に含まれる消費税額も控除、控除しきれない部分は税額還付されることになる(国境税調整、消法7)。これは輸出は免稅されることを意味するが、ここで問題になるのが、帳簿による自己計算方式の消費税ということとあいまつた免税点、非課税取引、限界控除制度、簡易課税制度等による消費税額の不明確性であるがそれをどのように処理するのか。正確な国境税調整はほとんど不可能である。

(2) 消費税は内国税であり、各国とも仕向

け地課税主義をとり、輸出免稅としているし、ガットでも認められている国際ルールだとしてその正当性を強調している。しかしながらこの場合特に問題なのは、海外から批判を受けている貿易・経常収支の大黒字、極端な対外不均衡の現状との兼ね合いである。輸出を助長する消費税、輸出免稅は時期も悪い。

(3) 非課税資産の譲渡等であっても輸出の場合、消費税の仕入控除、還付を認めているが(ゼロ税率、消法31)、輸入の場合には事業者でない個人も、免稅点もなしに消費税が課されることを比較してみると、かなりの輸出優遇、輸入冷遇であることがわかる。

(4) 海外支店に課税資産の譲渡等を行った場合、輸出証明があれば輸出取引とみなされ行き過ぎた輸出免稅措置ではないか、と思われる。

#### (9) 矛盾多い非課税取引(消法6)

(1) 土地・有価証券を非課税とする理由としては、消費ではない、法人税や所得税などが課税されている、と説明されているが、消費税は事業者に納稅義務者とし、資産の譲渡等に課税する税であり、価格への転嫁によって最終購買者に負担を負わせる税であると規定されており、非課税とする理由として弱いのではないと思われる。二重金利が生ずるからともいわれるが、他の商品、サービスの場合も同じようなケースは生じる。国際的に金融取引が間接税非課税になっているのは事実である。

(4) 割賦利息(手数料)は非課税とされているが、金融・保険などの手数料は課税されることになつておらず、均衡がとれていないのではないかと思われる。

の利用者には法人税、所得税などが課税されていることを考慮すれば、他の税が課税されていることが土地や有価証券に課税しない理由にはならない。諸外国のほとんどの付加価値税において非課税とされているのは事実である。

#### (2) 土地(非課税)と建物(課税)が一括売買、賃貸などされる場合は、時価比率によつて区分計算するとされているが、時価比率の算定が困難な場合にはどうするのか。また土地の賃貸は非課税である一方、駐車場の場合等については課税されるようだが、これも土地の賃貸に変わりがないのではないかと思われる。非課税の範囲が恣意的である。

(3) 金融取引を非課税とする理由として、消費ではないからというが、消費税は事業者を納稅義務者とし、資産の譲渡等に課税する税であり、価格への転嫁によって最終購買者に負担を負わせる税であると規定されており、非課税とする理由として弱いのではないと思われる。二重金利が生ずるからともいわれるが、他の商品、サービスの場合も同じようなケースは生じる。国際的に金融取引が間接税非課税になつておるのは事実である。

(5) 教育、医療、社会保障が非課税である一方、食料、水道などが課税される理由が不明確である。社会政策上の理由から医療等を非課税にするというのであれば、免税、ゼロ税率の方が適切であるともいわれている。

(6) 幼稚園、小・中・高校、大学、高専、専修学校、修学一年以上の各種学校の授業料と入学検定料（受験料）は確かに非課税。しかし入学金や施設整備費、学習用具、教科書はすべて課税される。校舎、黒板、チョークなどは当然課税されるため学校側のコストアップ分の学費値上げが予想される。事実上の課税と変わらない。

(7) 非課税対象は、社会保険診療と公的負担医療、労災、公害などの医療と自賠責の医療と診療。自由診療、人間ドック、針・灸などは課税。病院の給食、シーツの洗濯等についての影響が心配される。医薬品の販売についても課税（売上税時は非課税）。

(10) やつかいな納付税額の計算方法（消法30）  
① 消費税は、売上にかかる消費税から、仕入にかかる消費税を控除した金額を税務署

に支払うもの。確かに、製造、卸、小売りといった単純な取引の流れの中での税を見るに簡単なように見えるが、実際に計算すると大変なものである。

消費税は、商品などの売上だけではなく、サービスの提供にも課税され、賃貸料にも課税される。事業用の中古資産を売ったとしても課税対象となる。このため、これらの売上の合計額に「〇三分の三」を乗じたものが「売上にかかる消費税」となる。たとえ、消費税を上乗せできずに従来の価格で売ったとしても、それは税込価格とされ、税の計算は同じとなる。

仕入は、消費税の課税対象となっているもののすべてが控除の対象となる。しかし、計算は、資産計上されるものも控除の対象となり、逆に費用計上されるものの中に控除できないものもあり、従来の帳簿付けでは計算できないくなる。

(2) 課税売上割合を算定し、総売上に占めるその割合が九五%以上か、それに満たないか判定しなければならない。そしてそれに満たない場合は、個別対応方式又は比例配分方式で、仕入控除額を算出しなければならない。きわめて面倒である。

③ 経理方式も、税込みと税抜きの選択制であるが、税込経理は簡素である反面、消費税が

直接収益を変動されたため、直接税的な印象を事業者に与えるとともに、転嫁しなければならない税額を明確にする。

(4) 納稅義務のない小規模企業者や消費者からの仕入や購入物品まで含めて税額控除の対象としてあるから、税額計算は簡単というが自民党の説明。しかし、仕入にも課税・非課税があり、各勘定科目でも控除できるものとできないものがでる。また人件費などは消費税の対象外である。

#### ※ 税額計算例

例えば、業務で出張する社員に以下のよう

に旅費を支給したとする。

交通費	J R	三六〇〇〇円
交通雜費	タクシー代	八二〇〇円
宿泊費	一泊	九五〇〇円
日 当	二日	五〇〇〇円
合計		五八七〇〇円

この中で、J Rの運賃、タクシー代、宿泊費は課税対象だから、仕入控除できないが、かりに日当を控除できないものとすると（大蔵省は控除できるようになる）、旅費の精算表から日当分を引き抜かなければならぬ。また、支払運賃についても同様に、運賃の中に運送費と運送保険料が一緒であれば、運送保険料を引き抜かなければならない。

このように、旅費、支払運賃といった

同じ勘定科目であっても、控除されるものと、されないものがあり、支出項目ごとに振り分けをしなければならない。したがって、今まで付けていた帳簿では消費税額は計算できず、消費税の計算だけに必要な帳簿を付けなければならなくななる。

### (11) 不透明な税額

消費税は、VAT方式ではなく、帳簿方式のため、仕入れた部品の税額がいくらなのか、また、消費者は税額がいくらなのか、まったく不透明な税制となっている。

現実の税額計算は次のようになる。

#### A社のケース

税込仕入金額	税込売上高
五一五〇万円	七二一〇万円

消費税は売上税とちがい、個々の商品に税額表が付いてこないため、仕入れた商品に一体いくら税がかかっているのか分からぬ。

従つて、仕入れ税額は、税率3%の税率を外掛けにして、その金額を税額と見なすしか方

法がない。税抜きの仕入れ総額・売上総額は、法律では、課税仕入・課税売上と言葉は出てくるが、そのような金額は誰にもわからない。

A社の場合、税込仕入金額が五一五〇万円だから、税抜き仕入総額を一〇〇%とするとき税額3%が乗っているため、税込仕入金額五

一五〇万円を一〇三%とみなし、五一五〇万円に $3/103$ （103分の3）を掛けた一五〇万円を仕入税額とみなす。

$$\text{五一五〇万円} \times 3/103 = \text{一五〇万円}$$

（仕入にかかってきた税）  
売上についても同様に計算する。

$$\text{七二一〇万円} \times 3/103 = \text{二一〇万円}$$

（売上にかかる税）

したがつて、納付税額は、

$$\text{二一〇万円} - \text{一五〇万円} = \text{六十万円}$$

ということになる。

このように、あくまでも、仕入税額はこの計算でみなすしかない。

### (12) 矛盾を孕む簡易課税制度

① A社が簡易課税を選択した場合、売上税額の八〇%を仕入税額とみなすことにより、売上税額の二〇%が納付税額となる。したがつて、(三〇万円 × 20% = 三万円) を納めればよいことになる。

通常の計算ですると、六〇万円の税額が、簡易課税により一八万円安い四二万円となる。これだけをみるとたしかに簡易課税は得。

しかし、もつと税額を少なくする方法がある。(2)のように下請加工業者は、原材料を自分で購入しないで、親会社から原財料を無償支給にすれば、税額は三六万円となる。

材料仕入総額	加工賃総額	加工納入総額
五五〇万円	六〇万円	二三〇万円

通常の納付税額計算

$$= \text{三〇万円} \times 3/103 + \text{五五〇万円} \times 3/103$$

(1) 簡易課税による納付税額計算

$$= \text{三〇万円} \times 3/103 + 60\% = \text{三〇万円} - \text{三万円} = \text{二七万円}$$

(2) 材料無償支給の場合

ないと、税額は通常の計算より多くなる落し穴がある。粗利がいくらあつたかは、年度決算してみなければ分からることで、しかも一度、簡易課税を選択すると、二年間変更ができない。粗利がいくらになるかは、その年ごと、月ごとに変わるものであり、事業者にとっては、どつちが得なのかの計算のため、徹夜をしいるだけのものでしかない。

### (13) 促進される企業の系列化

簡易課税方式によつて、確かに税額が安くなる場合がある。左の(1)のように、下請加工業者は、一八〇万円の税額が、簡易課税の選択により六六万円になり、差引一一四万円の減税となる。

しかし、もつと税額を少なくする方法がある。(2)のように下請加工業者は、原材料を自分で購入しないで、親会社から原財料を無償支給にすれば、税額は三六万円となる。

材料仕入総額・加工賃総額・加工納入総額

$$= \text{三〇万円} \times 3/103 + \text{五五〇万円} \times 3/103$$

通常の納付税額計算

$$= \text{三〇万円} \times 3/103 + 60\% = \text{三〇万円} - \text{三万円} = \text{二七万円}$$

(1) 簡易課税による納付税額計算

$$= \text{三〇万円} \times 3/103 + 60\% = \text{三〇万円} - \text{三万円} = \text{二七万円}$$

三八〇万円×3／103×80% = 一四〇万円→

一〇〇万円 - 一四〇万円 = 二六〇万円

原材料を自分で購入する材料有償の場合よりも、親企業から原材料を受け取りそれに加工する材料無償の場合の方が税額は、三〇〇万円も安くなる。

いまでも親会社は、下請加工業者にたいして、材料有償から、材料無償へ切り換えてきている。下請けは弱い立場ながらも、あの手この手で何とか、賢明に材料有償を維持しようとしている。それが、消費税の導入と同時に、親企業から「材料無償の方が税額が得だから」ということで、いっきに、材料は親会社から現物支給へと変わることとなるであろう。

(14) 消費税転嫁カルテルの弊害

① 消費税の転嫁に限つて適用除外カルテルを認めたとしても、実際には統一的販売価格の決定といった適用除外の範囲を超えた価格カルテルが行われるおそれがある。仮に価格カルテルを多段階で行えば、増幅された価格上昇は消費者に著しい不利益を与える。

(2) 消費税が定着するまでの間の一定期間に

に限つて適用除外カルテルを認めたとしても、カルテル体質が業界に定着し、カルテル依存体質を助長する。

③ 消費税の転嫁が容易な大企業にまで価格カルテルを認めることによつて、大企業が

ますます有利となり、競争上弱い立場にある中小企業にとっては不利な結果となる。

④ 一般に生産財のように製品が規格化されているものについてはカルテルを有効に実施しやすいのに對して、商品寿命が短く、製品差別化の進んでいる消費財についてはカルテルの実効性を確保することは事実上困難であり、業界間の不平等を招來する。

⑤ 円高、経済の国際化に伴い、輸入品が有力な競争相手となつてゐる業界では、適用除外カルテルは輸入品を一層有利なものにするだけである。また業界内に多くのアウトサイダーが存在する場合についても同様で、転嫁の円滑化に資するものではない。

⑥ 諸外国では、付加価値税導入の際に、政府が便乗値上げを防ぐための対策を講じた例こそあれ、転嫁についての適用除外カルテルを認めた例は見られない。ただでさえ話合いでのコトを運ぶと見られがちな日本の取引慣行に対する一層の誤解を諸外国に与えるおそれがある。

(15) その他

① 所得税法や法人税法と同じような法体系になつていながら（特に罰則規定は類似）、青色・白色事業者の区分が必要なのではないかとも考えられる。

② 推計課税の規定がないが、徵稅執行上どう処置するのか不明である。

③ 中古自動車の販売業者が事業者ではないサラリーマン等から車を購入した場合、当然、課稅仕入になると考えられるが、古美術商が事業者ではない個人から仕入れたものも課稅仕入に含まれるのか、確定できない。

④ 年商三〇〇〇万円以下の事業者だと、免稅業者にならなくとも、限界控除の規定により納付すべき消費稅額はゼロになる。消費稅が還付される場合について、限界控除を考慮した規定がないため、年商三〇〇〇以下でも免稅事業者を選択しなければ、仕入等の多い年（年度）は消費稅が還付されることになる。これに対する歯止め規定がない。

## IV 所得税法等改正案の問題点

### (1) 不十分な不公平税制の是正

公平な税制の確立が今回の税制改革の目的とされ、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた税制を実現するといわれているが、資産課税のは正は全く不十分であるばかりである。所得税における総合課税の骨抜きが進んでいる。不公平は温存・拡大されているのである。

\* 「II. 不公平税制は放置」 参照のこと。

重複は避けている。

### (2) 税制の簡素化（累進構造の緩和）

① 利子所得、有価証券譲渡益課税等が分離課税されるなど資産課税の適切な改革が行われない中で、所得税の税率の簡素化（累進構造の緩和）を行えば、税負担の公平化からはますます遠ざかる。

② 夫婦子二人のサラリーマンの場合、年収七〇〇万円程度まで生涯一〇%の税率だけで済むことになり、収入の増加に伴う負担の累増感は少なくなるとし、それが税率の簡素化の目的だとするのであれば、年収が数千万を超えるような高額所得者に対する税率まで大幅に引き下げなくてもよい。

○標準的なサラリーマン世帯で年収七〇〇万円を若干超えると、一〇%適用限度額を超えた部分に対しては二〇%の税率が適用される。税率の簡素化は税率の刻みの境界で税率負担を急増させることになることも考慮する必要がある。

④ 現在、所得税・住民税を合わせた最高税率は七六%に達しており、それが高すぎる場合には、

・勤労意欲・事業意欲を阻害する、

・所得分割、脱税などの誘因となり結果的に課税の公平が確保されなくなる、

・優秀な人材の海外流出を招く、などの弊害が生ずると指摘されている。そして最高税率の引き下げを正当化している。

しかし最高税率が七六%だからといっても、収入にその税率がそのまま適用されるわけではない。諸控除を控除したとの課税所得に対しても、超過累進的に課税されるのである。したがって税率の高さほどに税負担が多いだけではなく、最高税率の高さを無闇に強調するのはあまりにも意図的である。わが国の勤労意欲・事業意欲が最高税率がわが国のかなり低い諸外国に比べて低いとは到底言えるようだ。それよりも低い諸外国に比して、わが国の勤労意欲・事業意欲が最高税率がわが国のかなり低い諸外国に比して低いとは到底言えるようだ。むしろ貿易摩擦に象徴されるように勤労意欲・事業意欲が高すぎるくらいである。最高税率が高いと節税、脱税を誘発するというが、どの程度因果関係があ

るのか、どこまで税率を引き下げれば脱税、節税を誘発しなくなるのか。むしろ資産所得等に対する分離課税等によって、高税率を回避する逃げ道が多いことを問題にしなければならない。

優秀な人材が必ずしも高額所得者であるとは限らないし、また高額所得者が優秀な人材であるとも限らない。マネージャーに長じてたり、地価急騰などで莫大な不労所得を得たり、うまく時流に乗つたりして大儲けしている人の方が結構多いのではないか。最高税率の高さが人材流出を誘発して、深刻な事態が生じているとは到底言えない。タレントや作家などを考えてみればわかるように、日本にいるからこそ高収入が得られるというケースが多いのである。研究者等が海外に出ていくのは主に学術研究の環境・支援体制等の貧弱さが原因である。

⑤ 最高税率の引き下げ後であつても、

・先進諸国の中では依然として最も高い、

・課税最低限も最高水準、

・キャピタル・ゲインの原則課税、医師税制の見直しによって高額所得者に税負担

を求めている、

したがって金持ち優遇にはならないと強調している。

しかし海外の比較で最高税率が高いとしても、税負担そのものが高いとは限らないし、

海外比較でどんどん引き下げられることになれば、あちらが下げる、こちらはもつと下げるということになり限りがない。ご都合主義で海外比較を行つて、国際化だと言つて一、二の外国に追随することは好ましいことなのか。

か。

キャピタル・ゲインは分離課税の象徴、医師税制の見直しの影響は単純に計算した額ほどでないことは明らかである。

### (3) 配偶者特別控除の引き上げ

① 働く女性が参加している傾向、女性の社会進出に逆行する措置である。

② 共働き世帯と片稼ぎの世帯とで極端な違いをもたらす。

③ 事業所得者の青色事業専従者給与との調整というのなら、所得を分割させる方が適当ということになる。

### (4) 扶養親族の割増控除

年齢一六歳から二二歳までの扶養親族について、扶養控除の割増控除制度を設けている。

これは教育費控除とは異なるとされているが、意図が教育費負担増への配慮にあることは明らか。しかし教育費負担増等に対しても、減税よりも金のかかる教育等のあり方 자체にメスを入れることが望まれている。

減税するには問題。

### (5) 法人税減税

① 基本税率の大幅引き下げを行うのであれば、課税ベースの拡大は不可欠。

② 先進諸国と比較して法人税が高く、放置すれば企業の海外逃避を招くというが、法人課税は所得に対して課税するのが基本であ

り、まずどれくらいの利益があげられるのかが民間企業活動の指針。海外展開にあたって最も重要な要素である。今存在する程度の税率の格差によつて企業の海外逃避が激増し、国内経済が空洞化が深刻化しているという事態は認められない。現在の海外展開は円高、貿易摩擦を主な要因としている。安易に外国と比較して税率を引き下げれば、対外不均衡を助長することにもなりかねない。また税率引き下げ競争に帰着することも考えられる。

### (6) 受取配当益金不算入制度

配当課税の調整は、個人段階で行つていて、扶養控除の割増控除制度を設けているのであるから、益金不算入の限度額を厳しくしても差し支えない。

### (7) 相続税減税等

① 最高税率の引き下げを行う必要はない。

② 相続税以外の資産課税の適正化がほとんど盛り込まれていないのに、相続税だけ大減税するのは問題。

③ 今年の一月一日に遡つて適用されることがなっているが、還付手続きが面倒である。

④ 資産合算課税の廃止は、高額資産家の課税逃避、節税を助長する。

### (8) 酒税、たばこ消費税

① 酒税については、従価税が廃止されなど海外からの要請もあり抜本的に改革され、消費税が併課されるが、高級酒が減税で、大衆酒が増税されることになる。

② たばこ消費税も改革され、消費税が併課されるがその理由が明らかでない。

### (9) その他

① インデクセーション（物価調整減税）制度問題点として、

・ 所得税の控除、税率についてインデクセーションを導入するのであれば、減価償却、酒税、キャピタル・ゲイン等に対するため、財政収支ギャップが拡大する。

・ 年金にはインデクセーション制度があるため、財政収支ギャップが拡大する。

・ 税制の景気調整機能が失われるとともに、インフレを前提とした経済社会を定着させるおそれがある、

などがあげられ、インデクセーション制度は否定されている。

それこそ諸外国で導入されているインデクセーションさえもやらずに、税率の累進性がきついため放置していても所得税が増税される一つの理由として累進構造の緩和を説き、消費税の税率引き上げの方が増税するにも国會の議決が必要るのだからましとするのは問題である。

## V 地方税財政関係三法案の問題点

### 1 総論

#### (1) 位置付け

シャウプ税制においては民主主義の基盤としての地方財政基盤の確立が戦後税制の整備の目的の柱の一つに位置付けられた。しかし、シャウプ税制の見直しをスローガンとする昨年以来の税制改革においてはこの地方自治の基盤の切り崩しが堂々と行なわれようとしている。

第二臨調行革路線のもとで、地方行財政への介入、縮小攻勢が続いているが、今次の税制改革もそれを継承する内容となつており、本来、福祉充実、高齢化社会への行政対応の充実を目指すなら国と地方の税源再配分をも

含めた地方財政の充実を図るべきであるの

に、実際はこれに逆行している。しかも非課税等特別措置についてはほとんど手がつけられない。

消費税問題を含めて今回の税制改革については、地方自治の見地からすればまさに有害無益といわざるを得ない。

#### (2) 増減収見込

自治体財政への影響については地方税及び交付税新たに創設される消費譲与税の増減収見込は示されているが、歳出増は未だに示されていない。しかし、今次の税制改革案においては地方財政全体にとっても、個々の自治体にとつても大きな減収と歳出増になる。

① 歳入の面では、第一に、約八六七三億円といわれる住民税減税はそのまま減収である。第二に、所得税二兆二五五〇億円、法人税一兆五二一〇億円の減収とすると、このうちの三二%は交付税であるから約八九二二億円の交付税が減ることになる。第三に、法人税の引き下げられることとなり、これが約六二五億円の減収をもたらす。第四に、消費税と地方間接税の調整だが、現在、電気・ガス・木材取引税で約四六三七億円の税収、料理飲食税が四八三四億円、たばこ消費税が道府県・市町村合わせて約一兆円、計二兆円の収入だが、

これを調整し、一兆九九四億円の減収となる。

これで約二兆九二一四億円の減収となる。

一方、増収は、かりに消費税について、五分の一を譲与税とすると一兆八八五億円、残り五分の四の二四%を交付税目に算入するとするなら一兆四五〇億円の増収、六%分離課税の株式譲渡益課税分や法人税制の改正などは不明ですから、いまのところ七八七九億円の穴があくことになる。しかし、これは、改

正案に示されていない法人関係税（大蔵省にいわせると引当金の適正化を予定しているとされているが、その時期は不明であり、増減収見込に加えること自体問題が大きい）。

② 歳出はあるが、国と同様に昨年の売上税負担見込みは、一般会計で七三五五億円、公営企業分で二七五四億円といわれました。約一兆円以上が消費税による歳出増となると思われる。自治体財政は大混乱になる。ということは、自治体や公営企業が行なつてている事業における料金が上がること、すなわち住民の負担が上昇することを意味する。

とくに、公営企業への打撃は大きく、経営が益々苦しくなるとともに、上下水道料金の値上げ、病院の統廃合など深刻な問題が続出する。

また、公営住宅など料金收入がある事業は消費税が課税され、コスト・アップと両面で入居者の負担は増大する。

(3) 最近の地域経済の不況により自治体では税収がおちこみ、交付税への依存率の上昇、公債費負担比率の上昇が続いているが、益々この傾向が強くなる。

同時に、北海道や沖縄等においては、立地企業なども非課税業者、簡易課税業者が多いことが予測されるため、消費税による直接的な打撃と業界再編成の打撃を受け、三重の被害を受けることになる。

(4) 今回の税制改革の自治体への影響を整理すれば、まず、課税自主権が侵され、自主

税源が剥奪され、一般財源が不足し、起債依存がますます高まり、歳出増も余儀なくされ、住民へのサービス低下・負担増がもたらされる。まさに、火の車といわざるをえない。

## 2 地方税法改正案

### (1) 地方自主税源の剝奪

市町村税たる電気税、ガス税が廃止となり、一方たばこ消費税がたばこ税となるが市町村分は三〇八億円、道府県分が一七五億円の減収となるなど自主税源の縮小、廃止が大きな特徴となっている。一部には交付税、譲与税による補填で十分とする向きもあるが、国・自治省の匙加減で左右される財政調整と自主税源の問題は別であり、これは地方自治にとっては明らかに後退である。

また、三三〇〇自治体の財政構造も大きく変化することを余儀なくされた。

### (2) 個人住民税関係

第一には、六三年所得減税が臨時国会冒頭に処理されたにもかかわらず、個人住民税は抜本改革案に含まれたまま前倒しもされず置き去りにされた。現在、所得課税においては住民税の負担感は強く、この是正が十分な議論も行われぬまま放置されたことは極めて問題が多い。

また、政府改革案においては課税最低限の所得税との格差の問題、税率区分の問題などがそのまま矛盾として残されたままになつており、過年度課税から現年度課税化への問題も放置された。

### (3) 法人住民税関係

相変わらず国税の影響を真向うから受け二八二四億円もの減収がもたらされる。同時に、赤字法人対策も含めた外形標準課税問題も政府税調においては検討課題とされたにもかかわらず今回の消費税をもつて実質的に未実現のまま決着されようとしている。

また、自治体で大問題となつてある移転価格税制に係る地方税還付問題も何ら改善策が提示されていない。

### (4) 社会保険診療報酬課税

かねてよりの懸案事項である社会保険診療報酬にかかる事業税非課税の撤廃問題は国税における特例の縮減の問題に矯小化され、今回も実現されていない。現に事業所得があるにもかかわらず非課税のまま放置されている現実は垂直的にも水平的にも不公平の象徴であり、マスク関係が課税となつた経緯からも極めて問題である。

### (5) 料理飲食税

調整併課とされたが、一種のみなし課税的に運用されているこの税の問題点は何ら改善されておらず、業者にとっては都道府県とともに今後国税局にも煩雑な対応を迫られるところとなる。

### (6) キャピタル・ゲイン課税等

有価証券譲渡益課税はみなし源泉分離課税が支柱とされたことによつて、過去の利子課税と同様に地方税が実質非課税となる（申告分離のみ六%課税）。

また土地問題の影響を一番受けにかかるわらず地方税関係における土地税制は、何らの改善も行われず、また固定資産税の改革には手はつけられていない。

## 3 地方交付税法改正案

### (1) 慢性的財源不足に対する抜本的措置なし

毎年度不足をきたしている地方財政に対し、地方交付税の税率引き上げ、税目拡大が要請されているにもかかわらず今回の改正によつても地方税源の国税への吸収分が措置されただけでおわっており、地方団体の財政構造の変化に対応できる財政調整制度とはなつてゐない。

### (2) 消費税による歳出増問題

地方自治体は、投資主体として、消費者として、納税者として消費税負担を強いられるがこれに対する交付税をもつての制度的補填措置は現在までのところ何ら考慮されていない（くわしくは「静岡大学シユミレーション」「シユミレーション税制改革」等を参照）。

### (3) 国庫補助率カット問題等

税制改革とは離れるが、今回の税制改革において以上のような重大的な財政負担増がもたらされるにもかかわらず、六三年度をもつて終了するはずの補助率削減特例措置については年末の政府予算編成まで結論が持ち越されている。また、国民健康保険法改悪などにみられる通り、医療、年金等に係る地方への負担転嫁は増加の一途をたどっている。

## 4 消費譲与税法案

第7条1項4号（貸付・修理で政令で定めるもの）

同 同 5号（譲渡等に類するもの）

同 2項（大蔵省令で定めるところによる証明）

第8条1項（政令で定める物品）

同 同 （政令で定める方法）

同 同 2号（政令で定める場合）

同 同 2号（政令で定める金額）

第9条4項（政令で定める課税期間）

第10条第3項（相続の場合の必要な事項）

第11条2項（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 同 同号（政令で定める場合）

同 同 同号（政令で定める金額）

同 同 同号（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 同 同号（政令で定める金額）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

同 4項（政令で定める計算方法）

重要な事項)



114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	98	97	96	95	94	93
第39条	同 同	第31条	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	第30条	第28条	第23条1項	第22条1項	第19条	第13条	同 6項	同 6項	同 6項
(日米相互協力・安全条約6	(郵便法改正案・第93条) (政令で定める負担費用)	(政令で定める料金)	(ゴルフ場等で政令で定めるもの)	(業種ごとに政令で定めるもの)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(政令で定める業種)	(前項に定めるもののほか必要な事項)	(前項に定めるもののほか必要な事項)	(前項に定めるもののほか必要な事項)
126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107
別表第1	別表第1	第57条	第46条	第15条の2	第15条の3	同第15条の2	同第15条の3	第52条	同 2項										
2号	2号	組合	り	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）	（政令で定めるもの）
（ゴルフ場等で政令で定めるもの）	（有価証券類似物）	（日米相互協力・安全条約6	（日米相互協力・安全条約6	（政令で定める負担費用）	（政令で定める料金）	（郵便法改正案・第93条）	（政令で定めるもの）	（第6条関係）1号（土地一 政令で定める場合）											

## 不公平税制是正共同提案の説明

### (1) 株式売却益課税について

⑤ インサイダー取り引きへの規制強化。証券引法の改正。

- \* 固定資産評価額を公示価格水準に引き上げ、評価の一元化を図る。
- \* 住宅用地に対する三三〇m<sup>2</sup>までは減免措置を構てる。
- \* 営業用資産は総床面積の五倍までは減免措置を講ずる。

### 商券取り引きカード制の導入 譲渡益の捕捉・名寄せを徹底するため

### 納税者番号制度を四年後に導入し、総合課税化をはかる。

ただし当分の間、申告分離課税を徹底するために証券会社への売買報告の義務づけと証券取引きカード制の導入をはかる。この間、証券取引きカード制を先行実施するが、四年後には納税者番号制度に吸収されるものとする。

### ② 創業者利得課税を新設する。税率は創業努力とのかねあいで適切なものとする。

③ 未公開株の公開のルールを改正する。未公開株の公開後売却への課税については、源泉分離をみとめず、申告分離とする。

④ 大口短期の株式売却益への重加算税と五%ルールの確立。例えば発行済み株式の1%以上を取得して一年以内で売却した場合は、土地の超短期売却益課税を参考に重加算税を課する。

### (2) 土地税制について

#### ① 保有税

現行の固定資産税評価は実勢価格より著しく低い評価がなされている。大都市圏においては、固定資産税評価は公示価格の四分の一から八分の一となつており、他の地域でも二分の一以下となつていて。このように固定資産評価が実勢価格から大きく分离しているため、値上がりによるキャピタルゲインが生じてもその大部分は保有税がかからないのと同様になつていて。また保有税負担が非常に軽い現行制度では、広大な土地でも未利用のまま資産として保有することを可能にしている。そこで土地保有税は小規模の住宅用地や営業用地は、低くおさえる減免措置を講じ、一定基準を超える部分は実勢価格に近い評価で課税すべきである。したがつて

#### ② 相続税

預金や有価証券などはそのまま評価されるが、土地の評価は実勢価格のおよそ半分で評価されている。そのため節税対策上の土地需要を生んでいる。このような土地需要を排除し適正な課税を行うため相続税評価を実勢価格に近づける必要がある。なお生活上必要な小規模住宅などに対しても減免措置を講ずる。

#### \* 相続税評価を公示価格水準に引き上げ、評価の一元化を図る。

\* 住宅用資産は三三〇m<sup>2</sup>までは減免措置を講ずる。

#### ③ 土地譲渡益課税

今回の異常な土地高騰や社会資本の投下などによる土地のキャピタルゲインは本来の勤労所得や企業の営業所得とは異なる利益であり、西欧の制度のように社会に還元

されるべきである。また企業が土地を売る場合は赤字補填の場合が多く、現行の制度では赤字法人の土地の譲渡益は非課税となる。土地のキャピタルゲインは他の収入・損失と切り離して課税すべきである。

\*個人・法人の土地譲渡益は分離課税とする。税率は土地の値上がり率に対応し数段階に設定する。

### (3) 政治家パーティ課税について

基本的には、政治と「カネ」の現状を改革するために政治サイド自身からの努力が求められている、という立場から

\*政治資金集めを目的とするパーティの純収益にたいして二〇%分離課税を行なう。

### (4) 医師税制について

①五四年の大蔵委員会の全会一致付帯決議に沿って、合理的な医師税制を本則としてつくる方向を基本にする。

②社会保険診療報酬の適正化、医療水準の確保、地域医療の確立、実経費率などを勘案しつつ特例を廃止の方向に段階的に見直す。

③医師の承継について必要な措置をとる。

### (5) みなし法人課税について

源泉徴収制度と申告納税制度との間での不公平感、企業税制間での零細法人の格差などの問題のなかで

① 現行の「みなし」制度をやめ「小規模企業税制」を創設することとする。

② 現在の制度の適用期限は昭和六八年であり、遅くとも昭和六七年までには新しい措置をとる必要があり、二～三年中に改革案をつくる。

### (6) 企業税制について

①貸倒引当金繰入率を実態に合わせ段階的に引き下げることとし、初年度に三五%圧縮する。(政府案10-20)

②支払配当軽課制度を段階的に廃止して留保分の税率に一本化することとし、配当税率を初年度は三二%から三五%への引き上げを実施する。

③受取配当金不算入制度について、不算入割合を段階的に五〇%まで圧縮することとし、初年度には八〇%に圧縮する。

### (7) 国際課税制度について

①国外所得割合を八〇%に圧縮する(政府案九〇%)

②控除余裕額の繰越期間を二年に短縮する。(政府案は五年→三年に)

③濫用規制の強化

④適用範囲(国・地域)の拡大

### (8) 公益法人・宗教法人課税について

①収益事業の範囲の拡大

②収益事業から非収益事業への移転にたいする課税

③金融資産への課税

④軽減税率の検討

⑤認可・行政監督

### (9) 赤字法人について

①費用の損金算入の見直し

②外形標準課税の検討

③赤字法人の株や土地売買によるキャピタルゲインについての分離課税

### (10) 個別物品税制について

①多くの矛盾があるという認識だが、一挙に大型間接税導入の口実にするのは承認できない。

②受益者負担・環境保全・省資源・消費抑制などの観点をふまえて税制を再構築する。

一九八八年九月一四日

# 申し入れ

輸入血液製剤によるエイズ感染者に対する「自民党新提案による措置」については、政府として左記の八項目にわたって検討するよう申し入れる。

## 記

一、感染者に対して健康管理手当（仮称）を給付すること。

感染者は、発症を防ぐため健康管理に特段の配慮が必要であるとともに、精神的な不安や苦痛とたたかわなければならぬ。このため、発症者に対する「特別手当」だけではなく、感染者に対して「健康管理手当」（仮称）を設けるべきである。

二、プライバシー保護の方策を徹底すること。

救済業務においては、とくに認定及び給付に当つて、感染者・発症者のプライバシー保護が重要となる。このため、血友病患

者及びその家族の代表者が、何らかの形で救済業務に参加する方式をとるなどの工夫が必要である。

三、二次・三次感染者を救済対象とすること。

新提案には、配偶者とその子女など二次・三次感染者対策が示されていない。これらの人についても、血液製剤による被害者とみなし、救済の対象とすべきである。

四、血液凝固因子製剤の自給態勢を確立すること。

売血依存のアメリカから血液凝固因子製剤を輸入せざるをえない事態をなくすため、政府は、「医療用血液自給五ヵ年計画」を策定し、献血倍増に対する国民の協力を得られるよう努力すべきである。

五、被害者保護の徹底を図ること。

血友病患者のエイズ感染は、血液行政の立ち遅れによる被害者である旨の周知徹底

を図り、とくに就学・就労の場における保護について、関係省庁の行政指導を徹底させなければならない。

六、カウンセリング等の対策を拡充強化すること。

感染者等の相談事業など六三年度からすでに予算化されている事業について、六四年度から一層の拡充強化を図る必要がある。

七、国と関係企業が共同で負担すること。

血液製剤による感染は、国と関係企業の双方に責任がある。このため、救済に必要な財源は、両者が折半で負担すべきである。

八、血友病患者団体の同意を得ること。

新提案について以上の補強をしたうえで、厚生省が血友病患者及びその家族の団体に対して提案し直すこととし、その同意が得られるよう努力すべきである。

以上

一九八八年九月一四日

日本社会党社会労働部会  
部会長 川俣 健二郎

厚生大臣

藤本 孝雄 殿

一九八八・九・二二（参）

## 米の自由化反対に関する決議（案）

本院は、第九一回国会において国民生活の安定のため、食糧自給力の強化を図り、我が國農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議し、また第百一回国会において、特に国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米の完全自給を図るため、食糧行政に万全を期すべきことを決議した。

米及び稻作は、我が国にとって食生活、農業生産、地域社会、国土保全等多方面におい

て格別に重要な地位を占めているばかりでなく、日本文化とも密接な関係を有し、また、健全な我が国社会の維持発展を支えるものとして、国民全体の重大関心事である。

このような重要な作物である米について、生産者の多大な努力により、全水田面積の三割に及ぶ厳しい生産調整による需給均衡政策、内外価格差の縮小をめざす合理化政策を

懸命に進めているところである。

このような情勢下において、今般伝えられる米国内の我が国に対する自由化要求の動きは、極めて遺憾であり、認められない。

よって政府は、二度にわたる本院の決議の趣旨を体し、断固たる態度で臨むべきである。

右決議する。

（※なお、衆議院本会議においても九月二二日に同様の決議が行われました。）

木本議員のみ賛同できないとのことで退席しております。）



民各界各層に理解と協力を求める事。  
以上

## 「コメの完全自給体制の

### 堅持を求める申し入れ

日本社会党

中央執行委員長 土井たか子

農林水産局長 竹内恒利

農林水産物市場開放問題対策特別委員長 安井吉典

農林水産大臣

佐藤 隆 殿

農林水産部会長 田中猛利

去る九月一四日に米国精米業者協会が米国通商代表部に対し、わが国がコメの割当輸入を開始することを求める提訴を行つたが、もしわが国がコメ市場開放を行うことになれば、わが国農業の根幹をくつがえすことになり、食糧安全保障、水田農業の多面的役割の維持などの面で、米国精米業者協会の要求は到底受け入れられない。したがつて、政府は左記の事項に基づき、コメの完全自給というわが国の国是を堅持すべきである。

記

### 一、第九回国会及び第一〇一回国会の食糧自給に関する衆参両院本会議決議、並びに今

## わが国コメ問題に対する R M A 提訴の却下を求める署名

両院本会議決議をふまえ、米国精米業者協会によるわが国コメ問題に関する通商代表部への提訴を米国政府が却下するよう、大統領府、国務省、農務省、通商代表部等の米国政府関係機関に強く申し入れること。  
二、コメ等主要食糧の自給体制のあり方につ

コメは、わが国の国民の主食であり、その安定的供給を確保することはわが国にとって死活的に重要である。また、コメは日本農業の根幹であり、その生産は日本経済を支える重要な柱である他、国土の保全、伝統文化の保存などの重要な役割を担つてゐる。さらに、

三度にわたり、コメ市場開放反対の国会決議を行つてゐるところでもある。このようなコメの供給について、完全自給体制を堅持することは絶対に必要である。

したがつて、アメリカ合衆国連邦政府が、わが国のコメ問題に対するR M A の提訴を却

下するよう、強く希望する。

一九八八年一〇月一三日

日本社会党衆議院議員  
日本社会党参議院議員

印

※ RMA＝米国精米業者協会  
これは党所属全国会議員による署名であ  
り、一〇月一三日、山口書記長により駐日  
アメリカ大使に手渡された。

一九八八・九・二六

## 東北地方東部における冷害の 救済を求める申し入れ

長梅雨・冷夏による東北地方東部の農産物  
の冷害被害は甚大であり、地域によっては収  
穫皆無という最悪の事態も予想される。

一九八〇年を上回る今回の被害を救済する  
ため、政府は万全の措置を講ずるべきであり、  
特に、左記の事項を重点的に執り行うよう、  
要望する。

記

一、地方農政局を中心に地元県市町村、農協  
とも協力しながら、被害状況の正確な把握  
に努めること。なお、その際、被害状況の

調査方法について地元県市町村、農協等に  
説明すること。  
二、天災融資法の適用と激甚災害法による激  
甚災害指定を早急に行うこと。  
三、農業共済については、正確な被害認定に  
基づき一二月中旬までのなるべく早い時期  
に共済金の支払いが行われるよう指導する  
とともに、必要に応じて保険事業による農  
業共済組合連合会からの保険金の支払いの  
ための指導、農業共済基金による支払資金  
貸付けや債務保証のための指導、再保険事  
業による国からの再保険金支払いの実施を

四、自作農維持資金の災害関連融資の利率引  
き下げ、償還期間の延長、貸付限度額の引  
き上げを行なうこと。また、被害農家の民  
間資金返済の繰り延べのための指導・あつ  
せん、及び、制度資金返済・土地改良等自  
己負担金支払の繰り延べを行うこと。  
五、被害農家の種苗確保対策として、国によ  
る種子の買入れと被害農家への安値売渡し  
など、万全の助成策を講ずること。  
六、災害により発生した規格外米については  
適正価格で国が買い上げるとともに、被害  
の認定においては収穫の扱いから除外する  
こと。災害により米穀の事前売渡申込数量  
の売渡しが達成できない農家については、  
概算金返納の特例措置を講ずるとともに、  
加算金の大額な減額を行うこと。合わせて、  
被害農家が他用途利用米用として作付した  
米は主食用米として買い上げ、事前売渡申  
込数量の計算に組み入れること。また、災  
害により飯米の不足した米作農家に対し、  
特別な米配給措置を行うとともに、その米  
代金については延納措置を講ずること。  
七、被害農家が雇用と収入の機会を得られる  
よう、被害の大きい地域に対し、キメの細

かい公共事業の重点配分・前倒しを行うこと。また、被害の大きい地域に対し、その

被害の大きさに応じて減反面積の縮小を行うこと。

八、被害農家に対し、各種税金についての手厚い減免措置、納稅猶予措置を講ずること。

以上

一九八八年九月二六日

日本社会党

中央執行委員長 土井たか子

農林水産局長 竹内猛利

農林水産部会長 田中恒利

農林水産大臣

佐藤 隆殿

北海道、鹿児島県、沖縄県等における、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、さとうきび、及び大豆の生産は、地域の農業振興とともに、国民の基礎的食糧の安定供給と自給率向上のために重要な役割を果たしている。しかし、畑作をめぐる情勢は、農産物市場開放圧力が強まり、また農畜産物価格の引き下げによって重大な局面を迎えている。よって、政府は、畑作農家が安心して當農に取り組めるよう、

一九八八年産畑作物の生産者価格決定に当たっては、左記の事項を実現すべきである。

記

一、一九八八年産てんさい最低生産者価格、ばれいしょ、かんしょ基準価格及び大豆基準価格は、それぞれ現行農家手取り価格水準を維持し、所得と再生産の確保を旨として決定することとし、引き上げをはかること。また、糖分取引対策費、かんしょ奨励金等を十分に確保すること。

二、さとうきびは、沖縄県の農業生産額の三

一九八八・一〇・一三

## 一九八八年産畑作物価格決定に

### 関する申し入れ

割、耕地面積の七割を占める基幹的作物であり、その価格の動向は沖縄県の経済に大きな影響を及ぼし、鹿児島県南西諸島部においても同様である。したがつて、さとうきびの最低生産者価格を、生産費と所得を補償する水準まで引き上げること。また、「甘味資源作物生産総合振興事業」の拡充強化をはかること。

三、合理的な輪作体系の確立と品質及び生産性の向上をはかるため、土地基盤の整備、高糖分品種の開発、普及を積極的に進めること。

四、含みつ糖（黒糖）に対する強力な振興対策を講じ、分みつ糖などの長期安定的な保護措置の確立などをはかること。また、生産基盤の整備拡充、土地改良、農業用水施設の建設、高性能収穫機械の開発、導入など生産条件の改善をはかること。

五、畑作物の生産費低減のため、生産資材価格の引き下げをはかること。

六、需給調整措置の確立のため、①精製糖・

国内産糖・異性化糖を含む総合甘味の需給見通しとそれに基づく各分野間調整をはかること②甘味にたいする協議会の策定する需給数量①一定数量の割当ての限度内における生産・販売を厳守すること③てんさい糖の一定量を超える数量は粗糖化をはかり、事業団の売買対象とすること④需給調整機能を発揮させるため、市価参照調整金の引き上げ等の対策を講ずること。

七、国内産でんぶん、いも作の生産を確保するため、でんぶんのIQを維持すること。

八、輸入とうもろこしの現行関税割当制度を継続するとともに、抱合せ制度に基づく国内産でんぶんの円滑な流通と全量優先消化をはかること。

九、消費税導入と切り離し、砂糖消費税の撤廃を断行すること。

十、関連農家の累積債務解消のため、農林漁業金融公庫に無利子で長期（最長五〇年）

の借り換え融資を創設し、融資枠を十分に

確保すること。多額の負債をかかる農家の資産を国、自治体、農業公社が積極的に買い上げることとし、その際、農家の譲渡所得税を減免すること。また、多額の負債をかかる農家の農地の転用規制の緩和を促進する。

一九八八年一〇月一三日

日本社会党

中央執行委員長 土井たか子

農林水産部会長 竹内猛

甘味資源対策委員長 上原康助

農林水産大臣

佐藤 隆 殿

一九八八・一〇・四

## 申し入れ

かねてから自民党政部会や国家基本問題同志会が高校二年生用の英語教科書にクレームをつけていたが、出版社がこれを書き換えることになったと報じられた。

教科書検定制度はそもそも憲法違反の疑いのあるところであるが、今回の事件は、その検定制度すら文部省自ら否定する重大な事態である。検定を通り、すでに来年度にどの学校で使用するかも決まっている教科書の書き替えであり、このようなことが許されるとすれば、教育は自民党政の言うままということになる。

このような自民党政の不當な行動は、自民党政

もある。

教育基本法は、「教育は、不当な支配に服す

ることなく、国民全体に対しても直接責任を負つて行われるべきものである」と定め、政治的介入を戒めている。今回の自民党の行為は、

憲法と教育基本法に違反したものである。文部省もこのような自民党の不当な介入に目をつぶついていることは、所管官庁として任務を放棄するものであるし、出版社もそれに従つてすることは出版の自由を守るべき教科書会社としての自殺行為であり、極めて遺憾といわねばならない。

わが党はこの立場から、左記について申し入れる。

### 記

一、政府・文部省は、自民党の不当かつ違法な圧力に屈することなく、すでに検定に合格している来春使用の高校二年生用英語教科書原本を守りぬくこと。

一九八八年一〇月四日

日本社会党中央執行委員会

委員長 土井たか子

内閣総理大臣

竹下登殿

一九八八年一〇月一四

## 新しい電気通信サービス料金のあり方を検討するにあたつて

### 日本社会党政策審議会 電気通信対策特別委員会

高度情報化社会の中核機能を担う電気通信事業は、三年前に競争原理を導入して以来、いま、一種事業、二種事業ともに本格的競争の時代を迎えてある。

他方、NTTは、競争の時代に対応するためデータ部門の分離など、すでに一五六の関連会社を設立するなど、事業経営とサービスの改善・改革に取り組んでいる。

このなかで郵政省は、日本電信電話株式会社の「見直し」時期である一九九〇年にむけて、先送りとなつた電気通信事業法の「三年見直し」と会社法の「五年見直し」の具体的検討をすすめつづける。

### 1 検討にあたつての基本的考え方について

- (1) 現在の電気通信サービス料金体系の特徴は、電電公社（独占）公衆電気通信法）時代の制度を踏襲しているところにある。したがつて電気通信サービス料金は、競争の時代にふさわしい「新しい電気通信サービス料金のあり方」の検討を迫られている。

それは、なによりも利用者・国民にとって公正なものでなければならぬ。

(2) この場合、二つの面からの検討が必要となる。

一つは、遠近格差の問題や単位料金区域の拡大・均衡化など、現行料金体系の改善・改革に関するものである。二つは、郵政省がもつ料金決定に関する許認可事項についての改善・改革である（郵政省の許認可に対するわれわれの考え方については、すでに事業法の「見直し」の際に明らかにしてきている。したがつて、ここでは省略する）。

(3) 現行料金体系の改善・改革に関しては、次の課題を検討し、その具体案をまとめていく。

- ① 遠近格差の是正——市外料金の引き下げなど
- ② 単位料金区域の拡大・均衡化——生活圏、経済圏の実情にみあつた改革
- ③ 隣接区域（近々格差）の格差是正——グループ料金制の導入など
- ④ アクセスチャージの徴収
- ⑤ 電気通信サービス料金における「公共性」の具体的な内容

## 2 当面する問題について

- (1) NTTは新会社のスタート以後、サービス料金の改善については、市外料金、専用

料金、自動車電話料金などの値下げが実行された。われわれは、これを評価するとともに今後もこうした改善が行われるべきだと考える。

### (2) 電話番号案内（一〇四番）の有料化問題

については、基本サービスではなく補助的サービスであることや、利用実態、欧米諸国の事例などから見て、基本的に受益者負担の観点にたつて対処すべきだと考える。したがつて、有料化にあたつては次の諸点に十分な配慮が払われるべきである。

- ① 有料化などによる増収益分などを含め、市外料金の引き下げや遠近格差のはらかにすること

正など当面可能な料金値下げの計画を明確にすること

② 目にハンディキャップを持つ利用者などについては、現行どおり無料サービスを続けること

- ③ 電話帳の改善をはかること

④ 受益者負担といつても補助的サービスの実態などから見て料金（有料）は当面できる限り低く抑えること

以上

### （参考資料）

#### 1、料金認可関係法

##### [電気通信事業法第31条——契約約款の認可等]

第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項及び第49条第1項又は第52条第1項第1号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすることも、同様とする。

#### 2、郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認められるときは、同項の認可をしなければならない。

一、料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること

二、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

2、民営化以降の電話料金値下げ実施状況

一九五七・一月一日起（三万円→二万円）

祝日割引（六〇km以遠の地域について平日の約四〇%引き）と同様の割引料金を設定

一九七・ヘ・一 専用線サービスの料金を引き

下げ（平均一〇%）

一九七・ニ・六 自動車電話保証金の引き下げ

（一〇万円→一〇万円）

一九八・ニ・九 遠距離（三二〇km）通話料

金を引き下げ（平均一〇%）

及び離島の通話料金の大幅改善

3、遠距離格差の諸外国との比較

現行料金は、市内外の格差率が一対三六と諸外国に比し高く、とりわけ市外料金の引き下げを図ることが強く求められている。

#### ※ 諸外国との対比

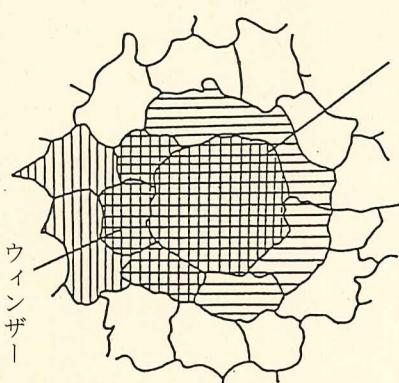
国名	遠近各差	国名	遠近格差
日本	一対三六	アメリカ	一対一一
西ドイツ	一対一五	イギリス	一対四
フランス	一対一三		

#### 4、隣接区域

隣接区域の料金は、市内一八〇秒対一〇円に対し八〇秒対一〇円となつており、道ひとつ隔てるのみで格差があることに、改善の要請が強い。

※ グループ料金制のイギリスの事例

5、単位料金区域  
現在五六七あるが、広さ、加入者数に以下のアンバラがある。



#### イギリスのグループ料金制

例えば、ロンドンの場合、ロンドン及びロンドンと隣接するグループを合わせた地域内（ヨコ線部分）の各局との間の通話、またワインザーの場合はワインザー及びワインザーと隣接するグループを合わせた地域内（タテ線の部分）の各局との間の通話が市内通話となる。

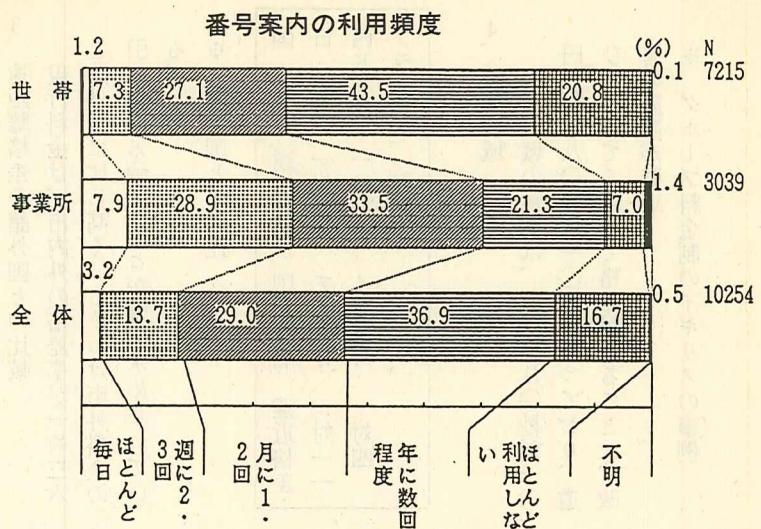
6、電話番号案内の利用実態（三菱総研調査より）

利用実態——事業所では番号案内の利用頻度が高い

番号案内の利用頻度に関しては、「ほとんど毎日」「週に2、3回」と頻繁に利用する人は全体で一六・九%、一方、「年に数回程度」「ほとんど利用しない」とする人は五三・六%となつていて。

これを世帯、事業所別にみると、「ほとんど毎日」「週に2、3回」とする人が世帯で八・五%となつているが事業所では三六・八%。また、「年に数回程度」と「ほとんど利用しない」を合わせると世帯で六四・三%、事業所で二八・三%となつており、事業所の方が利用頻度が高いという結果が表れている。

広さ	最大	北海道・本別	二四〇九km <sup>2</sup>
加入者	最小	東京・武藏野三鷹	八九km <sup>2</sup>
最小	最大	東京二三区	約五五〇万加入
岐阜・莊川	約一三〇〇加入		



アメリカ・約六〇円  
フランス・約七〇円  
西ドイツ・約二〇円（さらに値上げする動きがある）

7、主要国における電話番号案内有料化の実態

既にアメリカ、フランス、西ドイツ等諸外国においては、電話番号案内は受益者負担の原則に基づき有料化されている。

※ 1コール当たりの料金



## 「リクルート疑惑」は政治資金問題か

伊藤安博

政治資金規正法改正論議も出ており、多少の言及も必要であると思われる。以上、簡略に政治資金と株との関係を論じてみることとする。

(一) 「リクルート疑惑」は「ドウ・ベスト」社からの株譲渡リストが発覚し、新たな局面を迎えている。従来の「七六人」リストに加えて、

リクルートコスモス社の第三者割当を受けた「ドウ・ベスト」社から、政治家等へ譲渡されていたもの。第三者割当を受けた他の会社にも同様に政治家等へのトンネルとなつたものがあると疑われており、疑惑はますます深まっている。

この「ドウ・ベスト」のリストには、新たに官僚も登場しており、『汚職疑惑』であることが明瞭になってきた。同時に、宮沢大蔵大臣も実名で示されており、衆目をあつめている。

宮沢氏の場合は、宮沢名義で株を購入し、服部名義で売却している。いずれの名義が正しいにせよ、宮沢氏が何らかの形で関係しているとすれば、証券取引において仮名（架名）口座を取り締るべき大蔵大臣の政治責任はまぬがれないことになる。

さて、殖産住宅事件、「リクルート疑惑」によって、改めて政治資金のあり方が問われてきている。「汚職」構造の徹底解明が急がれる現在、この問題に踏み込むことは若干時期が早すぎると思われるが、一部に

株の投資家の間では、かなり以前から「政治銘柄」ということが言

(二)

「政治に金がかかり過ぎる」との世論の盛り上がりを背景に政治資金規正法の抜本改正が行われたのは一九七五年であった。この際に「寄附」の額に上限が設けられた。続いてロッキード事件を機に、政治家個人の政治資金も収支報告が義務づけられることになった。

しかし以後も政治資金は増大の一途をたどり、とりわけ政治家個人と政治家個人に関係する政治団体の資金増加は著しい。その資金調達のため、数年来顕著になってきた動きが、パーティの開催と株の売買である。自民党的有力政治家中には一〇億円ものパーティ収入をあげる者も出ており、他方では殖産住宅事件、「リクルート疑惑」が発覚してきている。金の集め方にも疑問が呈されるが、併せてなぜこんなに金が必要なのかも問われている。

われている。選挙や自民党総裁選が近づくと異常な値動きを始める株のことである。

一説には、政治家が株価の安いうちにその株を買いこみ、準備ができたところで当該企業や関係者が業績見通しにかかる有力情報を流す。株価は人気が人気を呼び急騰し、政治家は高値で売り抜けて大儲けをする。その後その情報の真偽性が疑われ出し、株価は暴落。高値で買わされた一般投資家が大損をするという仕組である。場合によれば、政治家に献金するために、企業が損を承知でこの株を買いとるところもあると言われる。

こうした話が、もし事実とするなら、これは悪質な株価操作である。

当然、証券行政上これは問題にされねばならない。しかし「政治銘柄」が声高に語られるながら、従来は証券行政の対象にされてきていない。しかしこのことは問題がないということを意味しない。今回の「リクルート疑惑」でも、当然証券行政が手をつけるべき問題に手がついていないだけだからである。

政治家と株の関係を白日の下に曝したのは「殖産住宅事件」と「リクルート疑惑」である。ここでは、近年急速に増えた株式の新規公開が利用され、公開前の安い価格で政治家が株を取得し、公開によつて値上がりした途端に売り抜けて大儲けしている。

このウマイ話に国民が疑惑の目を向けるのは当然である。しかし一部の政治家は、「株は値上がりするかどうかわからない。バクチのようなもので、結果として大儲けしたからと言つても正当な投資行為だ」と言いのがれようとしている。こんな国民を愚弄する言はない。

株式を公開しようとする企業は、証券市場を通じて増資したり社債発行を行い、コストの安い資金調達をしようとしている。投資家の注目を集め得ないような株なら、そもそも公開に値しない。幹事証券会社のお墨付きをもらって公開される株が値下りすることは、通常一般には考え得ないことである。

公開予定の株を購入すれば、利幅の大小はともかく、儲かることは常識と言つて良い。問題は、その値上り確実の公開予定株は、通常一般には購入し得ないということである。殖産住宅事件の最高裁判決も、公開予定株なら値上りは確実に見込めること、一般には入手困難なことを指摘し、その株を譲渡したこと 자체が「利益の供与」であるとしたものである。この場合、株の売り主と買い主の間には、何らかの癒着関係があることは理の当然であり、国民の疑惑もその点に根ざしているのである。

#### (四)

「リクルート疑惑」では二種類の株の譲渡方式がとられたようである。

第一は、リクルートコスモス株の店頭公開方針が決定されるとすぐ、証券業協会規則によつて創業者や大株主が所有株の譲渡を禁止される前に行われた。このケースでは公開によつて利益を手にするまでに時間がかかるが、購入価格が安いので大儲けとなる。この方法で株を取得した森喜朗氏の場合、その利益は一億二〇〇〇万円にも及んでいる。第二は、公開直前に譲渡が行われた。公開までわずか一ヶ月という時期の譲渡であり、既に利幅もいくらになるかの見当がつく時期である。この時期は、創業者や大株主が株の譲渡を禁じられている時期のため、第三者割当を受けた「ドゥ・ベスト」社からの譲渡という方法をとっている。しかし株の譲渡を受けた者の証言では、「江副氏からの話」「リクルート関係者からの話」といい、実際にはリクルート・グループからの譲渡に他ならない。さらに諸般の事情から見ると「ドゥ・ベスト」同様にリクルート関係者の指示で政治家等へ株を譲渡した会社がありそうである。

リクルート社はなぜこのような株の譲渡を行なつたのであろうか。一九八四年暮れの「七六人への譲渡」については、「決算対策」「店頭

公開に備えて二〇〇人の株主を確保するため等の説明がなされたが、それがとうてい納得させられる理由でないことは容易に理解できる。まして公開直前の譲渡については、他社名義の株の譲渡であり、既に二五〇人以上の株主のいる時点の譲渡であるから、一層説明はつき難いのである。

ここから二つの問題が生じてくることになる。その第一は、政治資金として株の譲渡が行われたのではないかということである。第二は「ワイロ」として譲渡が行われたということである。政治資金としてでもなく、「ワイロ」でもない個人への「贈与」ということが全くないわけでもないが、多数の政治家や官僚に対して理由もなく個人的贈与はあり得ないのは当然であり、可能性は二つに一つということになるであろう。

#### (五)

政治資金規正法が対象とする政治献金は、「政治活動に関する寄附」に限られ、「寄附」は「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付で……債務の履行としてされるもの」と定義される（第四条）。したがって「債務の履行」である「ワイロ」は政治資金規制法に言う「寄附」ではない。

政治資金規正法上問題になるのは、リクルート社が「ワイロ」ではなく、すなわち対価を求めるところなく株の譲渡を行なった場合のみである。次いで、その株譲渡によつてもたらされた利益はいくらであるかが問題となる。

政治資金規正法は「寄附」は「義務の履行によらない全ての利益供与」としており、自治省の指導は現金でない「利益の供与」は時価に換算するものとされている。他方、殖産住宅事件判決は、通常一般には入手し得ない非公開株の取得は、その取得自体が「利益の供与」であるとしている。すると非公開株の取得という通常一般には得られない

利益が「寄附」とすることになるが、これをどのように時価に換算するかということになると俄かに難しい問題となる。

一つの考え方としては、株を売却した時の売却益を「寄附」とみなすこととする。しかし、森喜朗氏のように、株の取得時と売却時が足かけ三年になる場合、その「寄附」はどの時点のものとするか。万一夜上がりしなかつた場合は「寄附」はなかつたものとみなすのか。中には当分の間は、株を現金化せずに所有する者も出てくると思われるが、そうした場合はどのように時価換算したら良いか。等々……。

したがって、現行の政治資金規正法は、政治家個人の收支報告を義務づけながら、現金及び有価証券自体が「寄附」として提供された場合に限つて收支報告の対象としている。その理由はこの難しさにある。有価証券や不動産の「含み益」については、政治資金規制法の対象外としているのである。

このことをもつて、現行政治資金規正法の不備を言うのは若干無理がある。政治団体ならともかく、政治家個人が取得する不動産や有価証券は、本来政治活動のためのものか個人用のものかの区別がつきにくい。したがって、こうした問題を政治資金規制法でとりあげようといふことに無理がある。

ついでに言及するなら、政治家は立法府に属する者である。その政治家の資金の收支が行政府である自治省に掌握される現行の政治資金規正法の仕組は好ましいとは言えない。なぜなら、確かに政治家の資金は選挙や自民党内のポスト争いにも使われるが、本来的には立法活動に使われているものである。今日の日本の政治構造の下において、政治家の收支が逐一行政府のチェックの下に置かれるなら、国政調査もままならないことになる。この点も考え併せて事態に対処しなければならないと思われる。

#### (六)

政治家個人の政治資金は、政治資金規正法になじまず、また対象にしようとしても対象にし得ない分野が生ずる。その盲点をついて株による資金づくりが行われている。

この矛盾を解決する方法は、政治家個人の資産や収支を一括して公表すること以外にはない。資産公開法である。

そもそも政治家は個人の資産を処分して政治資金をつくり、政治資金として集めた資金で個人資産を形成している。それを個人の収支か政治資金の収支かで分けようとすることが無理なのである。

現在閣僚については資産公開が行われている。しかしこの公開が不十分なことは衆目の一致するところである。これを万人にわかるようには、また資産公開法を作る場合には、不動産や有価証券について特段の注意が払われねばならない。すなわち、有価証券については、銘柄、数量、取得単価及び取得年月日、時価単価及び時価評価額を明示されねばならない。また不動産については、その種類（土地の場合は地目、家屋の場合は種類及び構造、印刷機等）、数量（m<sup>2</sup>、台数等）、取得単価、取得時期、時価評価額等々。また資産の現在高のみでなく、資産の取得及び処分も公表することが必要である。その際も、単に金額ではなく、不動産や有価証券についてその内訳を明示することが必要である。

さらに、インサイダー情報を得やすい政治家が株や不動産に手を出することは好ましいとは言えない。外国にも例があるように、政治家の株や不動産取引は原則禁止とし、政治家になる前からの所有物は第三者機関に預託するものとすることも検討に値する。不可欠の理由により新たに取得するものは届出制とする等の措置が必要であろう。

#### (七)

「政治銘柄」や非公開株の政治家への譲渡は、いずれも不明朗な株式取引と言わねばならない。日本の投資家は比較的おとなしく、こう

したことにも寛大に見える。しかし日本の証券市場も国際化ってきており、「リクルート疑惑」に関しても米国から視察団が来日している。従来通りの証券行政で良しとするわけには行かない。

このため政府も「インサイダー取引」に関する新条項を提案し、これは先の通常国会で成立した。しかし「リクルート疑惑」は証券取引法第五八条の活性化の必要を痛切に感じさせた。同条は米国証券取引委員会（SEC）規則の「10b5」の直訳だが、条文が抽象的だとして日本では一度も発動されたことがない。これに対し米国では、判例の積み重ねで、同条にいう「不公正取引」が具体的に明らかにされており、二千人ものSEC職員が日常不斷に株の動きを監視している。

日本でも戦後すぐにこのSECに順じた組織が設けられたが、間もなく廃止されてしまった。これはキャピタルゲインの原則非課税と軌道を一にする動きであつたが、今やキャピタルゲイン課税の復活が問題となつており、日本版SECも課税問題と共に復活されねばならないものである。

#### (八)

「リクルート疑惑」の最大の焦点は「汚職疑惑」にある。そもそも「汚職」こそが最も不公正な税制問題であり、不明朗な政治資金問題に他ならない。その徹底究明なくして税制や政治資金の論議はない。

このことに関連して最後に選挙資金に付言しておく。そもそも政治家がパートナーや株に手を出すのは「選挙に金がかかる」からだという説がある。しかし果して本当か。

現行参議院比例区は「金のかかり過ぎる選挙」の批判から生まれた。確かに選挙自体には金はかからなくなつたが、自民党内では候補者によるのに金がかかり、「より金がかかるようになつた」として廃止論議も出ている。「金がかかる選挙の是正」として小選挙区制を云々する向

選挙に金がかかるか否かは選挙制度の問題ではない。選挙のたびに問題が出る青森、山梨、千葉等々のように、選挙法で禁止されている買収が陰に陽に横行しているからである。また候補者になるために、総理・総裁になるために金がバラまかれるからである。これはポストを金で買っていることに他ならない。この体質こそが「選挙に金のかかる」原因であり、現行法でも十分取り締れる問題がある。

戦後直後に選挙制度がほぼ自由化したことがある。しかしその際も、戸別訪問だけは自由化されなかつた。理由は、日本国民の政治意識は成熟しておらず、戸別訪問を許せば買収が横行するということであつた。しかし禁止、禁止で政治訓練が行われなければ国民の政治意識の成熟はあり得ない。今日では、戸別訪問を禁じたまま、売収行為のみが横行しているのはそのためである。

法律はあつても与党に都合の悪い部分は実施されない。これが選挙で買収を横行させ、汚職まがいの資金調達を野放しにしている。大蔵省は証取法五十八条により積極的に「不公正取引」の是正をはかるべきであるし、司法当局も積極的に「汚職疑惑」の捜査にあたるべきであろう。さらに自民党は、国会の国政調査権の発動を阻害すべきではない。これら種々の努力の上に、なお法改正の要があれば当然その改正を行うべきであるが、事実関係の究明も棚上げしたまま法改正を示唆することは、選挙における買収の見逃し同様に不謹慎と言わねばならないものであろう。

(政策審議会・書記)



## 編集後記

★リクルート事件は、ますます疑惑の色を濃くしている。一〇月一四日わが党の坂上議員が、わが党が入手したドウ・ベスト社からのコスモス株の譲渡先リストに基づいて、宮沢大蔵大臣を追及した。その結果、宮沢蔵相は「本人名義」であることを明らかにした。ずっと国会を愚弄し、国民を馬鹿にした話ではないか。疑惑が表面化して以降の宮沢氏の発言は「秘書も知らない。勝手に名前を使われた」「ノーコメント」「秘書が友人の服部氏に名義を貸していた。ノーコメントを撤回し、改めてお詫びしたい」と変わり、そして今度の「本人名義」を認める答弁となつた。一国の藏相、しかも切れ者で通る宮沢氏が、本人名義を確認するまでに三ヵ月もかかる——それでもドウ・ベスト社の名簿が明らかになつて始めて——などはどう見ても終始一貫疑惑隠しとしか思えない。ことは重大である。▼竹下首相は、答弁の反響の大きさに対し、「倫理感の問題として厳しく受けとめる」と語ったが、どう受けとめるのか。リクルート疑惑が明らかになって以来、続々と政治家本人・その秘書や家族の名前が出てきたが、響くべきことに、誰一人として政治的・道義的責任を取ろうとする者がいない。川崎氏の前助役は

罷免され、日経新聞の前社長は責任をとつて辞任したというのに。「倫理感の問題」は当然だ。問題は具体的にどういう形となつて表れるのか、それを国民は聞きたいのである。  
 ▼江副氏の臨床質問は当然予想されたように茶番に終つた。政府・自民党が終始疑惑隠しに狂奔する今、改めて江副氏初め関係者の証人喚問等による徹底究明がはかられねばならない。

★天皇の病状をめぐって異常な雰囲気がかもしだされようとしている。皇居前広場に座り込み、皇居に向かって手を合わせている人々の姿がテレビに映しだされたが、思わず四三年前に時間が逆戻りしたかの錯覚に襲われた。NHKを初め各社は、定期的に病状のニュースを流す。新聞も同様。戦後天皇は人間に戻つた。人間である以上、病気もするだろうし、いざれは「死」という厳粛な事実を迎えるをえない。過度な病状をめぐる報道は、人間である天皇の「人権」を弄んでいるとも言えなくはない。▼「自肃」問題にしても同様だ。運動会を延期したり、花火の打ち上げを中止したり、はては結婚式まで延期した（させられた？）力士まで出る始末。自分の市では産業祭が中止となつて話題を呼んでいる。「Xデー」問題はすでに始まっている。わが党の対応も厳しく問われているという思いが強い。

(W)

### 政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂  
編集委員 岩垂寿喜男

松前仰  
上原康助

細谷治嘉  
小野信一

河上民雄

小林恒人  
田中恒利

清水勇  
戸田菊雄

永井孝信  
安田修三

志苦裕  
志苦裕

村沢牧  
瀬尾忠博

渡辺博  
浜谷惇

佐間田勝美  
佐藤敬治

矢田部理  
温井寛

押田三郎  
本岡昭次

松前仰  
上原康助

会計監査 兼事務局長

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

送料 一部

五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1988年11月1日発行

政策資料第266号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

FAX 東京03(502)5857

定価 300円 (送料 50円)

---